

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成23年3月28日

【事業年度】 第10期(自平成22年1月1日至平成22年12月31日)

【会社名】 株式会社ジーエヌアイ

【英訳名】 G N I L t d .

【代表者の役職氏名】 取締役代表執行役社長兼CEO イン・ルオ

【本店の所在の場所】 東京都新宿区西新宿三丁目7番1号

【電話番号】 (03)5326局3097番

【事務連絡者氏名】 経営管理部 田中忍

【最寄りの連絡場所】 東京都新宿区西新宿三丁目7番1号

【電話番号】 (03)5326局3097番

【事務連絡者氏名】 経営管理部 田中忍

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1)連結経営指標等

回次	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期
決算年月	平成18年3月	平成19年3月	平成20年3月	平成21年3月	平成21年12月	平成22年12月
売上高 (千円)	168,861	247,819	273,588	204,346	81,837	272,876
経常損失 (千円)	632,550	922,690	1,279,451	972,665	439,033	263,128
当期純損失 (千円)	604,226	933,845	1,279,454	1,366,385	471,760	258,088
純資産額 (千円)	1,990,848	2,984,654	2,384,919	1,123,476	880,106	915,896
総資産額 (千円)	2,397,631	3,361,820	2,587,880	1,238,333	920,377	961,819
1株当たり純資産額 (円)	38.48	47.75	33.65	15.15	10.36	8.83
1株当たり当期純損失金額 (円)	13.81	16.64	19.18	18.76	6.34	2.88
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	-	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	83.0	86.5	92.2	90.6	91.3	82.5
自己資本利益率 (%)	-	-	-	-	-	-
株価収益率 (倍)	-	-	-	-	-	-
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	561,430	780,939	1,031,582	942,814	216,583	130,543
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	694,997	186,191	786,821	177,136	38,416	37,113
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	2,183,278	1,854,391	717,841	46,999	167,201	226,260
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	1,394,170	2,284,672	1,142,865	450,292	426,182	554,894
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (名)	89 (2)	111 (7)	122 (8)	73 (2)	58 (2)	61 (4)

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

3. 第6期までの株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。

4. 第7期以降の株価収益率については、当期純損失を計上しているため、記載しておりません。

5. 第5期は、168,861千円の売上高を計上しましたが、研究開発費、顧問料、連結調整勘定償却額等の費用の増加により、経常損失、当期純損失を計上しました。

6. 第6期は、受託研究先の拡充により売上高は増加しましたが、研究開発費が384,531千円に増加したこと、他部門充実に伴う人件費の増加等により、922,690千円の経常損失を計上しました。

7. 第7期は、中国での治験費を始めとする研究開発費の増加、内部管理体制構築のためのコンピューター関連費用及び人件費等の管理費用の増加により、1,279,451千円の経常損失を計上しました。

8. 第8期は、当社グループで事業再編を実施し研究開発費や人件費等が減少したため、経常損失は972,665千円となりましたが、特別損失に事業再編損及び出資金評価損を計上したため、1,366,385千円の当期純損失を計上しました。
9. 第9期は、第8期に当社グループで実施した事業再編を受けて研究開発費や人件費等が大幅に減少したため、経常損失は439,033千円と大幅に減少しました。また営業キャッシュ・フローも資金の減少が216,583千円と大幅に改善しております。なお、第9期は、決算期変更により平成21年4月1日から平成21年12月31日までの9ヶ月間となっております。
10. 第10期は、特許権収入の売上を2億円計上し、第8期に実施した事業再編を受けて研究開発費や人件費等が大幅に減少したため、経常損失は263,128千円と大幅に減少しました。
11. 自己資本利益率については、当期純損失を計上しているため、記載しておりません。
12. 純資産額の算定にあたり、第6期から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号）を適用しております。
13. 当社グループはあずさ監査法人により、第5期及び第6期については、旧証券取引法第193条の2の規定に基づく監査を受けております。また、第7期については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査を受けております。第8期からは、明誠監査法人により、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査を受けております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期
決算年月	平成18年3月	平成19年3月	平成20年3月	平成21年3月	平成21年12月	平成22年12月
売上高 (千円)	65,446	103,975	66,735	4,984	13,935	222,779
経常損失 (千円)	424,684	893,275	1,054,621	485,425	167,041	23,562
当期純損失 (千円)	447,462	892,659	1,053,143	783,722	167,534	19,824
資本金 (千円)	1,487,108	2,407,608	2,821,608	2,858,258	2,965,064	3,079,924
発行済株式総数 (株)	51,731,831	60,881,831	70,881,831	74,068,831	81,132,831	89,782,831
純資産額 (千円)	2,115,225	3,063,565	2,838,386	2,129,494	2,213,441	2,506,727
総資産額 (千円)	2,327,328	3,317,477	2,975,708	2,199,748	2,222,214	2,527,329
1株当たり純資産額 (円)	40.89	50.32	40.04	28.73	26.80	26.55
1株当たり配当額(うち1株当たり中間配当額) (円)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
1株当たり当期純損失金額 (円)	10.21	15.91	15.79	10.76	2.25	0.22
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	-	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	90.9	92.3	95.4	96.7	97.8	94.3
自己資本利益率 (%)	-	-	-	-	-	-
株価収益率 (倍)	-	-	-	-	-	-
配当性向 (%)	-	-	-	-	-	-
従業員数 (名)	9	17	25	7	5	5

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。

3. 第5期は、Shanghai Genomics, Inc.の子会社化に伴う顧問料等の管理費用が増加したこと、研究開発費を146,943千円計上したこと等により、424,684千円の経常損失を計上しました。

4. 第6期は、受託研究先の拡充により売上高は増加しましたが、Shanghai Genomics, Inc. との共同研究拡大に伴い研究開発費が518,366千円に増加したこと、他部門充実に伴う人件費の増加等により、893,275千円の経常損失を計上しました。
5. 第7期は、売上高66,735千円と37,239千円の減収となり、また、研究開発費を462,553千円計上したことと、内部管理体制構築のためのコンピュータ関連費用及び人件費等の管理費用の増加により、1,054,621千円の経常損失を計上しました。
6. 第8期は、当社で事業再編を実施し研究開発費や人件費等が減少したため、経常損失は485,425千円となりましたが、事業再編損及び出資金評価損を特別損失に計上したため、783,722千円の当期純損失を計上しました。
7. 第9期は、第8期に実施した事業再編を受けて研究開発費や人件費等が大幅に減少したため、経常損失は167,041千円と大幅に減少しました。なお、第9期は、決算期変更により平成21年4月1日から平成21年12月31日までの9ヶ月間となっております。
8. 第10期は、特許権収入の売上を2億円計上し、経常損失は23,562千円と大幅に減少しました。
9. 第6期までの株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。
10. 第7期以降の株価収益率については、当期純損失を計上しているため記載しておりません。
11. 自己資本利益率については、当期純損失を計上しているため、記載しておりません。
12. 純資産額の算定にあたり、第6期から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号）を適用しております。
13. 当社はあずさ監査法人により、第5期及び第6期については、旧証券取引法第193条の2の規定に基づく監査を受けております。また、第7期については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査を受けております。第8期からは、明誠監査法人により、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査を受けております。

2【沿革】

年月	事項
平成13年11月	米国法人Gene Networks, Inc.の日本法人として株式会社ジーエヌアイを東京都渋谷区に設立。
平成13年12月	福岡県久留米市の久留米リサーチパーク内に久留米研究ラボを開設。
平成14年7月	創薬の可能性のあるターゲット(複数)の特許申請。
平成15年1月	富山化学工業(株)と真菌の遺伝子ネットワークに関する共同研究契約を締結。
平成15年9月	米国法人GNI USA, Inc.を当社の100%子会社として設立。
平成15年12月	米国法人Gene Networks, Inc.の財産をGNI USA, Inc.に移転し、同社は解散。
平成16年3月	英ケンブリッジ大学と血管内皮細胞に関する共同研究契約を締結。
平成16年9月	富山化学工業(株)と遺伝子ネットワークを利用した創薬に関する共同研究契約を締結。
平成16年10月	ヒト遺伝子ネットワークを構築。
平成17年5月	中国法人Shanghai Genomics, Inc.(現・連結子会社)の持分76.74%を取得。
平成17年5月	F647(肺線維症治療薬)の第1相臨床試験(中国)を開始。
平成17年6月	本店を東京都港区に移転。
平成17年12月	F647のRP(放射線性肺炎)を適応症とする第2相臨床試験(中国)を開始。
平成18年2月	F647のIPF(特発性肺線維症)を適応症とする第2相臨床試験(中国)を開始。
平成18年2月	久留米研究ラボを閉鎖して、福岡県福岡市早良区に「GNI創薬解析センター」を開設。
平成18年7月	中国法人Beijing Continent Pharmaceutical Co., Ltd.の持分12%を取得。
平成18年12月	F351(肝線維症治療薬)の新薬治験申請(中国)を実施。
平成19年5月	本店を東京都千代田区に移転。
平成19年6月	中国法人Shanghai Genomics, Inc.を100%子会社化する持分追加取得の契約を締結。
平成19年8月	東京証券取引所マザーズ市場に株式公開。
平成19年12月	F351の第1相臨床試験(中国)を開始。
平成20年5月	F647のIPFを適応症とする第2相臨床試験(中国)を終了。
平成20年8月	「GNI創薬解析センター」を閉鎖し、中国法人Shanghai Genomics, Inc.に統合。
平成20年9月	米国法人GNI USA, Inc.を清算。
平成21年1月	F647のRPを適応症とする第2相臨床試験(中国)を終了。
平成21年12月	中国において、F647のIPFに関する新薬許可申請を提出。
平成22年11月	中国法人Beijing Continent Pharmaceutical Co., Ltd.の持分を売却。
平成22年11月	イーピーエス株式会社との合併で、GNI-EPS Pharmaceuticals, Incを設立。

3【事業の内容】

(1) 事業の概要

1) 当社グループの事業概要

当社グループは、アジアに患者の多い疾患を適応症とした複数の創薬候補化合物をパイプラインに持ち、先端バイオ技術を活用して創薬活動を行っている創薬企業グループであります。自社の研究により開発された創薬候補物より、開発パイプラインを充実させると同時に、その一部を外部製薬企業にも共同研究を通じて提供し、さらなる価値創造につなげております。

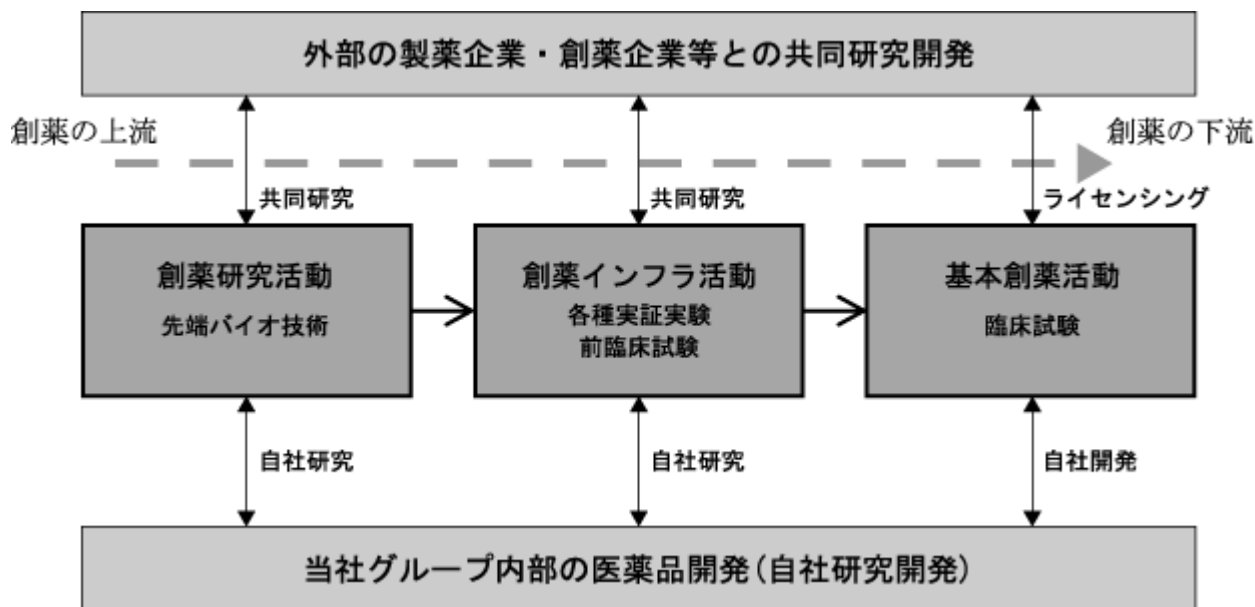
当社の連結子会社であるShanghai Genomics, Inc.は、中国における臨床試験及び医薬品の開発を行っております。当社グループの事業は単一セグメントであるため、事業の種類別セグメントの区分を行っておりません。

2) 当社グループの特色

当社グループは、複数の創薬候補化合物を有し、日本や中国などのアジアに患者の多い疾患を標的にした治療薬を開発していること、中国での臨床試験やバイオ実証試験などの創薬プロセス(上流から下流まで)を有していること、などを特色としています。

当社グループの手がける事業は、創薬プロセスの上流から下流に関わる3つの創薬活動から成り立っております。

- () 創薬研究活動(創薬プロセスの上流)・・・当社グループが独自に(もしくは外部の製薬企業との共同研究を通じて)、先端バイオ技術を活用して、ターゲット遺伝子または既存化合物の作用機序(作用のメカニズム)の解明や未知遺伝子に関する機能推定などを行う活動であります。
- () 創薬インフラ活動(同中流)・・・当社グループが独自に(もしくは外部の製薬企業との共同研究を通じて)、各種実証実験や前臨床試験などを実施する活動であります。
- () 基本創薬活動(同下流)・・・当社グループが独自に開発した(もしくは外部からライセンスを受けた)創薬候補化合物等の臨床試験を実施し、医薬品としての承認を受け、製造及び販売を企画実行する活動であります。



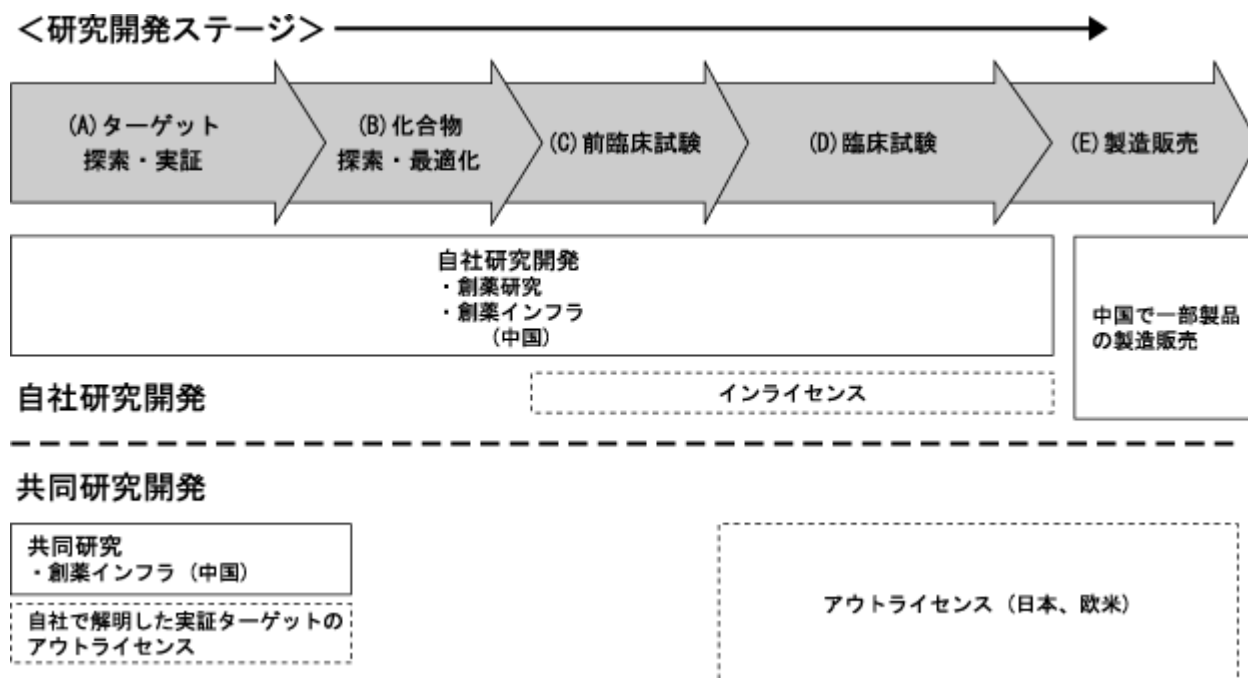
これら3つの創薬活動、すなわち「創薬研究活動」（創薬プロセスの上流）「創薬インフラ活動」（同中流）「基本創薬活動」（同下流）は、当社グループにおける一貫した創薬活動であります。当社グループの事業的特色は、これら上流から下流までの大部分のプロセスでの事業活動を自前で行える点であります。当社グループにおける創薬プロセスをより具体的に見ると、(1)先端バイオ技術（中国）を活用した各種実証研究や創薬候補物の探索、(2)前臨床試験・臨床試験のマネジメント能力（中国）の2つを持つことが当社グループの特徴となっております。(1)は創薬プロセスの上流から中流の工程、(2)は下流の工程に対応しております。他の創薬ベンチャー企業の一般的な事業モデルは、上流工程だけを自社で行い、下流工程は外部の製薬企業との戦略提携に頼るというものです。その場合には臨床試験等のコスト負担が軽減する一方で、大きな収益がアライアンス先の製薬企業に移転してしまうというデメリットがあります。逆に、臨床試験や製造販売などを自社で行う場合には、大きなコスト負担が生じることになりますが、他方でより高い利益率を享受できるようになるのが通例です。

3) 2つの創薬アプローチ

当社グループの創薬活動は、大きく分けて、自社で創薬の実現を進める「自社研究開発」と、外部企業との共同で創薬を進める「共同研究開発」、という2つのアプローチを取っております。また当社グループが関わる創薬段階は、(A)ターゲット探索・実証段階、(B)化合物探索・最適化段階、(C)前臨床試験段階、(D)臨床試験段階、(E)製造販売段階の5つに分けられます。

の自社研究開発では、(A)のターゲット探索・実証段階から(D)の臨床試験段階までを一貫して社内で実現しております。また医薬品としての承認を受けた後の(E)製造販売を実現するために、当社グループは中国における製造拠点を確保する方針をとっており、複数の候補から選定を進めております。

の共同研究開発では、(A)のターゲット探索・実証段階での活動に強みがあります。中国において先端バイオ技術を活用し、国際的な大手製薬会社との研究プロジェクトを行っております。



点線で囲まれた項目については、すでに活動を行っておりますが、欧米での成約等の実績はありません。

(2) 現在の事業内容

1) 基本創薬活動

当社グループの開発品目構成は以下の通りです。

(医薬品)

開発品	適応症等	ステージ	開発地域	備考
F647	放射線性肺炎 (RP)	第2相臨床試験 (平成21年1月終了)	中国	経口 非ステロイド
F647	特発性肺線維症 (IPF)	SFDAで新薬許可申請に関して第2次審査	中国	経口 非ステロイド
F351	肝線維症 (肝硬変)	GNI-EPS Pharmaceuticals, Incにて第2相臨床試験準備中	中国	経口 非ステロイド
F1013	ウイルス性肝炎・急性 肝不全治療薬 (肝臓疾病)	前臨床試験	中国	経口

肺線維症治療薬 (F647: 第2相臨床試験段階終了)

(用途)

肺および縦隔癌に対する標準的な治療である放射線療法の結果、肺障害を発症し、それが肺線維形成につながり、死亡例も多く報告されております。Shanghai Genomics, Inc.が中国での権利を有する化合物 (F647) は抗線維形成化合物であり、動物実験等によって線維形成の発生と癒痕形成を防止し緩和させる機能を持っていることが示されております。肺線維症の伝統的な処方、炎症プロセスを阻害するステロイドの投与 (注射) ですが、有害な副作用を作り出すと同時に、徐々に効果が低下してきます。

(臨床開発)

Shanghai Genomics, Inc.に対し中国国家食品薬品监督管理局 (SFDA) より臨床試験の実施許可が平成17年5月に得られたのを受けて、同化合物の薬物動態及び人体への安全性を検証するために、第1相臨床試験を実施し、同年10月までに86名の健康な有志による同相の検査項目をすべて終了しております。現在は、(1)放射線性肺炎 (RP) 治療と(2)特発性肺線維症 (IPF) 治療の2つの第2相臨床試験が終了しております。(2)については、SFDAとの協議を経て、早期条件付承認を得べく第3相臨床試験を凍結し、新薬許可申請 (NDA) を提出した後、上海FDAの審査を経て、NDA資料は北京にある

SFDAに送られ、第2次審査を受けております。

肝線維症治療薬（F351：第2相臨床試験準備段階）

（用途）

日本、中国をはじめとするアジア諸国において肝硬変の主たる原因はB型肝炎ウイルス（HBV）およびC型肝炎ウイルス（HCV）であります。F351はShanghai Genomics, Inc.で新たに開発した化合物で、動物実験等によって肝臓の線維症もしくは肝硬変を予防または治療する効果が認められております。

中国においては、肝疾患はいわゆる「国民病」です。中国やアジア諸国では、ウイルス性肝炎は肝硬変の主因と考えられています。継続的な肝炎の結果として肝線維症になり、その後適切な改善の手を打たなければ、長期的に病状が悪化し死に至る場合もあります。

（研究開発）

F351については、前臨床試験用の高純度のF351を生成しSFDAの品質検査に合格しております。また前臨床試験では、広範囲に亘る化学検査を通じて、薬品としての品質管理、製造、加工、包装等に最適な方法の評価、さらには安全性および吸収特性を評価するために薬理試験、毒性試験などを実施しております。これら前臨床試験の結果を取り纏め、平成18年12月に新薬治験申請（IND）を行い、平成19年12月より開始した第1相臨床試験を終了し、GNI-EPS Pharmaceuticals, Inc（11月26日付けにてイーピーエス株式会社（東証一部上場企業）と中国天津市に設立した合併会社）で第2相臨床試験をすべく準備を進めております。

ウイルス性肝炎・急性肝不全治療薬（F1013：前臨床開発段階）

（用途）

F1013は、細胞死や炎症反応で中心的役割を果たしている酵素であるカスパーゼに対して、強力で不可逆的な阻害効果を持つジペプチド化合物です。肝不全、脳虚血および心筋梗塞の動物モデルで、顕著な効果を示しています。

（研究開発）

F1013（ウイルス性肝炎・急性肝不全治療薬）は、米国EpiCept社で開発され、同社は米国、中国その他主要地域での特許を取得しています。当社は、アジア、豪州及びニュージーランドにおいて開発を行う権利を得て、中国で前臨床試験を行っております。

2）その他創薬活動

その他創薬活動は、創薬研究活動と創薬インフラ活動の2つの事業活動で構成されています。

創薬研究活動は、当社グループが保有する先端バイオ技術を用いた研究活動であります。当社は、すでに国際的な研究誌に発表しているものを含め、いくつかの将来の創薬候補物になりうるターゲットを有しております。これらは独自の基礎的研究から生まれてきたものです。

一方、創薬インフラ活動は、当社グループ内での医薬品開発又は外部との共同開発を支援する活動であります。先端ゲノム技術を活用したタンパク質発現・精製技術、アッセイ系構築技術を用いて、現在複数の国際的製薬企業との共同研究を実施しております。

<用語解説>（アルファベット、あいうえお順）

DNA、RNA、遺伝子発現

生命活動の維持は、遺伝情報を担うDNAと遺伝情報が発現したタンパク質によってなされている。遺伝情報であるDNAの情報は複製（replication）されることにより、親から子へあるいは細胞から細胞へと伝えられる。また、細胞内ではDNA上の特定の遺伝子の部分がタンパク質に翻訳（translation）されて、細胞としての働きが維持される。4種類の文字からなるDNAの文字列を20種類の文字からなるタンパク質の文字列に変換することを翻訳と言い、コドンと呼ばれるDNAの3文字を単位としてアミノ酸1文字に変換される。64種類のコドンと20種類のアミノ酸及び翻訳停止信号を対応づけるのが遺伝暗号（genetic code）である。この変換の際に、DNAの情報は直接タンパク質に翻訳されるのではなく、いったんRNA（ribonucleic acid）に転写（transcription）され、RNAからタンパク質に翻訳される。RNAには、転移RNAやリボソームRNAなど異なる役割をするものも存在するが、ここでのRNAを特にメッセンジャーRNA（mRNA）という。通常は遺伝子産物が生じること、すなわち転写あるいは翻訳が起こることを遺伝子発現と呼ぶ。

B型肝炎ウイルス (Hepatitis B virus)。肝炎を引き起こす6種類の原因ウイルスのひとつでB型肝炎を引き起こす。HBVにはワクチンがあり、感染後の発症防止にも効果があるとされている。

HCV

C型肝炎ウイルス (Hepatitis C virus)。肝炎を引き起こす原因ウイルスのひとつでC型肝炎を引き起こす。C型肝炎はB型と同様に血液を介した感染が主であるが、ワクチンはなく、慢性化し感染状態が長く持続することが多い。HCVキャリアの多くは慢性肝炎の増悪と軽快を繰り返しつつ、20年以上の長期の経過で肝硬変から肝癌へと進展し、最終的には死に至るものと考えられている。

IND

新薬治験申請のことで、Investigational New Drugの略。

アウトライセンスとインライセンス

保有する知的財産の使用許諾を他社に供与することをアウトライセンスと言う。逆に他社が持つ知的財産を自社で使用するためにその知的財産の使用許諾を受けることをインライセンスと言う。

アッセイ

実験的に行われる検定法、測定法、分析等の全般をさす。使用例としてassay method〔試験法〕、yeast assay〔酵母試験法〕、enzymatic assay〔酵素的試験法〕等がある。

遺伝子ネットワーク

遺伝子ネットワークとは、遺伝子間の因果関係を発現レベル（すなわちメッセンジャーRNAのレベルの反応として検知）で可視化し解明する解析技術。従来の創薬に比べて疾患に対する治療効果が高かつ副作用の少ない医薬品を生み出すことを可能にする。

基本創薬活動

当社グループが独自に開発、若しくは外部からライセンスを受けた創薬候補化合物について、臨床試験を実施し、医薬品としての承認を受け、製造及び販売を実行するという創薬の基本的な活動である。

ゲノムとゲノム創薬

ゲノム(genome)は遺伝子(gene)+全体(ome)である。生物が生命活動を行なうために必要な全遺伝情報のことを指す。4種類の塩基(アデニン、チミン、グアニン、シトシン)から構成される。ゲノム創薬とはこのゲノムの情報を利用して疾患の原因を分子レベルで追求し、より最適な創薬ターゲットを明らかにし、新薬開発に結びつけることである。従来の薬剤開発は経験則や、限られた情報を基に化合物のスクリーニング、リード化合物の導出と最適化、臨床試験という流れで、長い開発時間を要するのと、ターゲット遺伝子が最適かどうか分からないといった欠点があった。

作用機序(作用メカニズム)

薬剤が疾患を治したり、または和らげたりする仕組みのこと。薬剤の作用メカニズムは明らかになっていないものが多く、そのため予想外の副作用をもたらすことがある。薬剤の分子レベルでの作用メカニズムを解析することは薬剤開発において重要課題の一つであり、遺伝子ネットワーク解析はその方法の一つである。

創薬研究活動

先端バイオロジー技術を活用した創薬活動のこと。当社グループでは、自社独自に、若しくは外部の製薬企業と共同で、ターゲット遺伝子(または既存化合物の作用のメカニズム)を解明または、未知の遺伝子に関する機能推定などを行なう活動である。

創薬と製薬

創薬は新薬を開発することで、ターゲット疾患の選定からターゲット遺伝子の探索・解明、化合物のスクリーニングと最適化、臨床試験、承認を経て上市までのことをいう。製薬は創薬を含め、製造、販売、製造販売後臨床試験、薬剤の安定的供給などを含めたものを言う。

線維症

肺などの器官において線維組織が増え、器官の機能を阻害する症状を指す。線維化が広範囲に及びると死に至る。

前臨床試験と臨床試験

候補薬剤の有効性、安全性を確認するための試験。前臨床試験は動物（マウス、イヌ、ネコ、サルなど）による試験で、臨床試験は人による試験。臨床試験は第1相臨床試験（フェーズⅠ）、第2相臨床試験（フェーズⅡ）、第3相臨床試験（フェーズⅢ）の3段階からなり、第1相臨床試験では健康な人への投与、第2相臨床試験では少数の患者への投与、第3相臨床試験では多数の患者への投与を行ない、その有効性、安全性を試験する。第3相臨床試験終了後、製造販売申請を行ない、厚生労働省から承認されれば上市される。

創薬インフラ活動

当社グループ独自で、若しくは外部の製薬企業に対して、タンパク質発現や精製等の生物学的実験、前臨床試験などを実施する活動である。

創薬候補物と創薬候補化合物

創薬候補物とは前臨床、及び臨床試験に挙げられる低分子化合物、抗体医薬、核酸医薬、組み替えタンパク質製剤等医薬品物質全てのことを指し、創薬候補化合物はそれらの中で特に低分子化合物のことをいう。

創薬ターゲット(製薬ターゲット)

医薬品が疾患の治療効果をもたらすため、生体内で相互作用する相手分子をさす。多くはタンパク質である。

低分子化合物

分子量の小さな有機化合物を指す。一般的には医薬品は低分子化合物であり、それ以外の医薬品として抗体医薬や組み換えタンパク質製剤がある。

特発性肺線維症（IPF）

IPFは、Idiopathic Pulmonary Fibrosisの略。発症原因の不明な肺線維症をいう。長期間にわたる損傷により慢性的な炎症が生じ、やがて肺線維症が引き起こされる。

パイプライン

創薬の開発段階から販売開始までの各段階に位置づけられる開発品のこと。

非ステロイド

ステロイドは、ある種の4つの環からなる骨格構造を持つ化合物の総称で、膜脂質の構成成分であるコレステロールや性ホルモンなどのステロイドホルモンがある。ある種のステロイドホルモンは抗炎症剤としても用いられているが、副作用の問題がある。非ステロイドは、「ステロイドではない薬剤」と言う文脈でよく用いられる。抗炎症剤としてはアスピリンやCOX2阻害剤などが非ステロイド剤である。

放射線性肺炎（RP）

RPは、Radiation-induced Pneumonitisの略。大量の放射線（約8Gy以上）の外部被ばくで発症する肺炎。肺の炎症、急激な肺活量の低下、血液の酸素飽和度の低下などをもたらす。

リード化合物

創薬ターゲットが解明された後、それを阻害または活性化させる低分子化合物を膨大な化合物データベースや新たに合成された化合物群の中からHTSなどで選ぶ（スクリーニング）。このスクリーニング過程で見つかる最もよい薬理活性を示す低分子化合物のことをリード化合物という。リード化合物はさらに高い薬効、かつ安全性を備えた物質に修飾され（リード化合物の最適化）、最終的に創薬候補化合物となる。

4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金又は出資金	主要な事業の内容	議決権の所有割合(%)	関係内容
(連結子会社)					

Shanghai Genomics, Inc.	中国 上海市浦東新区	96,000,000 人民元	創薬開発並びに 生物化学的実験 等の請負	100.00	中国における臨床試験及び医薬品の開発、役員兼任3名
G N I - E P S Pharmaceuticals, Inc.	中国 天津市	5 億円	F351の開発及び 製造販売事業の 確立	50.0	中国における臨床試験及び医薬品の開発、製造販売、役員兼任2名

(注) 1. Shanghai Genomics, Inc.については、特定子会社に該当しております。

2. Shanghai Genomics, Inc.については、売上高（連結会社相互間の内部売上高を除く。）の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等	(1) 売上高	59,238千円
	(2) 関係会社売上高	11,896千円
	(3) 経常損失	140,644千円
	(4) 当期純損失	139,017千円
	(5) 純資産額	193,474千円
	(6) 総資産額	224,813千円

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成22年12月31日現在

事業の種類別セグメントの名称	従業員数（名）
全社共通	61（4）
合計	61（4）

(注) 1. 従業員数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含んでおります。）であり、臨時雇用者数（パートタイマーを含みます。）の年間平均人員を（ ）外数で記載しております。

2. 当社及び連結子会社は、創薬事業会社として同一セグメントに属する事業を行っているため、従業員数は全社共通としております。

(2) 提出会社の状況

平成22年12月31日現在

従業員数（名）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）
5	42.7	2.2	5,193

(注) 1. 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含んでおります。）を記載しております。

2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておきませんが、労使関係について特記すべき事項はありません。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

当社は前連結会計年度において、決算期を3月末決算から12月末決算に変更したため、前連結会計年度は9か月決算となっており、当連結会計年度と期間が異っておりますので、前期との比較増減は記載しておりません。

(1) 業績

当連結会計年度における我が国経済は、中国をはじめ好調な新興国を中心とした海外経済の改善と、様々な行政施策の要因により、緩やかながらも景気回復の足取りを強めてまいりました。しかし、円高に加えて景況感に鈍化懸念が見受けられるなど、先行きの不安を払拭できない状況が続いております。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は272,876千円、営業損失は269,027千円、経常損失は263,128千円となりました。当期純損失は、特別利益として出資金売却益を7,013千円を計上しましたが、特別損失として減損損失を2,117千円を計上し、258,088千円となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物の残高は前連結会計年度末に比べ128,712千円増加し554,894千円となりました。当連結会計年度のキャッシュ・フローの概況は以下のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度における営業活動により減少した資金は130,543千円となりました。主な減少要因は税金等調整前当期純損失256,878千円と売掛債権の増加83,247千円であり、主な増加要因は減価償却費21,005千円、のれん償却額99,998千円および株式報酬費用84,006千円によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度における投資活動により増加した資金は37,113千円となりました。これは主に、38,911千円の定期預金払戻収入によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度における財務活動により増加した資金は、226,260千円となりました。これは主に、第三者割当により割当てられた新株予約権の行使による株式の発行収入226,304千円を計上したことによります。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1)生産実績

当社グループの業務は業務の性質上、生産として把握することが困難であるため、記載を省略しております。

(2)受注実績

当社グループは受注生産を行っておりませんので、受注状況の記載はしていません。

(3)販売実績

当連結会計年度の販売実績は次のとおりであります。

	当連結会計年度 (自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日)	
	金額(千円)	前年同期比(%)
研究開発収入等	272,876	
合計	272,876	

(注) 1. 前期は、決算期変更により平成21年4月1日から平成21年12月31日までの9か月間となっており、当期と期間が異っているため前年同期比は記載していません。

2. 最近2連結会計年度の主な相手先別の販売実績及び当該総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)		当連結会計年度 (自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日)	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
イーピーエス株式会社			200,000	73.3
Eli Lilly and Company	25,169	30.8		
N.V. Organon	13,438	16.4		

3. 本表の金額には、消費税等は含まれておりません。

3【対処すべき課題】

当社グループを取り巻く環境及びこれに対処する当社の課題を、次のように捉えております。

(1) 事業環境の変化

ポストゲノム時代と称され、ゲノム創薬、遺伝子治療、テーラーメイド医療などゲノム情報を活用した新たな治療法や治療薬に対する期待感が高まっております。

90年代に発売された製薬企業の薬剤が、2010年以降、相次いで特許切れを起こすという、いわゆる「2010年問題」が存在します。これは国内外の製薬企業に共通した課題であり、後継新薬の早期開発が求められております。しかし、その開発には、時間と多額の費用が掛かる一方、日本では薬価改定により薬価の引き下げが行われ、新薬の開発はより一層難しい状況にあります。

国家・厚生労働省の方針として、ゼネリックス薬品市場への参入が進められており、製薬企業は、この方向に向かうと共に、市場の急成長を見ている中国、インドに向かうことも当然の流れと考えられます。同時に、全く新しい薬を見つけることは、効率的問題以外にも、研究開発費用が、最終段階における副作用の発生等により全て無駄に帰する危険も多大であり、従って、従来存在する薬剤の化合物を他目的に適用開発するなどの手法も多くとられています。

当社としましては、中国における子会社を最大限に活用し、従来の薬剤の新規用途開発及び、その異性体を活用するなどの方式を採用し、中国における新薬開発を重点的に進め、これを基礎として、日本及び欧米に展開する方針をもって進めております。しかしながら、上記の通り、新薬開発に関しては、最終的に薬剤製造販売の許可を取り、市場に出すまで、何らかの企業リスクを背負っていることは事実です。

(2) 当社グループを巡る経営課題

当社グループにとっての対処すべき課題として、以下のように考えております。

1) F647、F351、F1013の中国における治験の進捗

当社グループは、「アジアに多い疾患の医薬品開発」というビジョンを掲げており、特にF647、F351、F1013の創薬候補物の治験を着実に進めていくことが、当社グループが事業を発展させていく上で重要であると考えております。

2) 中国における製造販売体制の構築

中国で、F647が承認された場合、自社グループ内で製造・販売を行う計画であります。このためF647の上市の時期を見据えて、製造設備への投資、販売網の構築等を進めることが、現在の課題であります。

3) ライセンス（イン/アウト）交渉の推進

上述のように当社グループの医薬品パイプラインを充実させていくために、自社グループ開発に加えて外部からのイン・ライセンシングに注力していく必要があります。また当社グループが保有する医薬品パイプラインの中でPOC（概念実証）が取得できたものは、他の製薬会社へのアウト・ライセンシングを行うことも視野に入れております。

4) 中国に加えて、日本及び欧米での臨床開発体制の構築

当社グループは、現在5カ国にて特許成立したF351の開発に関して、現在実行中の中国ではイーピーエス株式会社と共同で開発を行い、日本においては同社とライセンスアウト先を検討しております。また、欧米における開発の希望も持っております。このために、共同開発を含む体制の整備を考え広く門戸を開放しており、早期且つ広範な市場開拓を目指して体制構築することが課題となります。

5) 先端ゲノム技術による共同研究の拡大

当社グループが保有する先端ゲノム技術等を活用して、欧米の大手製薬企業のみならず、中国・日本の製薬会社との共同研究プロジェクトの獲得を目指しております。こうした活動は、当社グループの将来価値を拡大するものと考えております。

6) 借入もしくは増資等により資金調達

当社グループは、開発中の創薬候補物が上市に至るまで、多額の開発費用等が必要となります。現在医薬品開発をコスト優位性のある中国で行っておりますが、開発を進めるためには借入若しくは増資等による資金調達が必要になります。

4【事業等のリスク】

当社グループにおいて、事業展開に関するリスク要因となる可能性があると考えられる主な事項は以下の通りであります。なお、リスク要因に該当しないと思われる事項につきましても、投資者の投資判断上、重要であると考えられる事項については、積極的な情報開示の観点から以下に開示しております。また当社グループは、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針であります。本株式に関する投資判断は、本項及び本書中の本項目以外の記載内容も併せて、慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。以下の記載は本株式への投資に関連するリスクすべてを網羅するものではありませんのでご注意ください。

本項中の記載内容については、特に断りがない限り平成22年12月31日現在の事項であり、将来に関する事項は本書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

1. 沿革について

当社は創業の実現を目的として、平成13年11月に、当初米国法人Gene Networks, Inc.の日本法人として設立された会社であり、会社設立から数えてまだ10年目という社歴の短い会社であります。そのため、業績推移等の財務データが十分には得られず、また環境変化に合わせた戦略や事業展開の見直しを継続的に行っており、当然ながら過年度の財政状態及び経営成績だけでは当社グループの業績を予測することは難しいと考えられます。

2. 医薬品の開発リスクについて

当社グループは、中国において、商品化に最も近い創薬候補物であるF647については、特発性肺線維症（IPF）治療薬、並びに放射線性肺炎（RP）治療薬という、2つの適応症において、両者とも第2相臨床試験を終了いたしました。第一のIPF治療薬F647は、中国国家食品薬品监督管理局（SFDA）との協議を経て、早期条件付承認を得べく第3相臨床試験を凍結し、新薬許可申請（NDA）を提出いたしました。上海FDAの審査と現場検証を経て、NDA資料は北京にあるSFDAに送られ、第2次審査を受けております。第二のRP治療薬F647も良好な臨床試験の結果を受け、さらなる有効性と安全性を確かめるために第3相臨床試験を計画しております。

これらに続く創薬候補物のF351（肝線維症治療薬）は、第1相臨床試験を終了し、イーピーエス株式会社との合弁会社であるGNI-EPS Pharmaceuticals, Incにて第2相臨床試験の準備を進めております。

次の創薬候補物のF1013（ウイルス性肝炎・急性肝不全治療薬）は、米国EpiCept社で開発され、同社は米国、中国その他主要地域での特許を取得しています。当社は、アジア、豪州及びニュージーランドにおいて開発を行う権利を得て、中国で前臨床試験を行っております。

しかし、医薬品の開発には多額の開発コストと長期の開発期間を要し、さらに製造承認は、当該国政府機関の許可に基づくものでありますから、その時期は不確定であり、当社グループの経営計画は臨床開発の進捗状況の影響を受けることとなります。そのため、当社グループが想定している通りに医薬品の生産及び販売が行われる保証はありません。

当該3品目のうち、F647は1970年代に開発された物質であり、他社によって世界的に治験が進められ、既に、日本に於いては、同化合物を開発した塩野義製薬株式会社が、特発性肺線維症治療薬「ピレスバ錠200mg」（一般名：ピルフェニドン）の製造販売承認を平成20年10月16日付けで取得しており、臨床リスクは新規化合物に比べ低いと考えておりますが、如何なる薬剤にも共通するリスクとして有効性及び安全性の2点について問題が生じる可能性があります。

また、F351は前臨床試験において安全性を確認しておりますが、新規化合物であり有効性及び安全性の観点について問題が生じる可能性は上記の通りです。また、F1013（ウイルス性肝炎・急性肝不全治療薬）は前臨床の段階であり、今後有効性及び安全性について問題が生じた場合、臨床試験に進めない可能性があります。さらに上記以外の事業リスクとして、治験に参加頂く患者を集めることが予定期間では達成できず、治験期間が延長される可能性もあります。

なお、新薬承認（製造承認等を含む）がおりなければ開発コストは回収できず、また承認がおりたとしても、何らかの製造販売上の問題によって、当社グループの経営計画に想定されている目標売上を確保できない可能性もあります。

3. 中国で事業を行うリスクについて

当社グループ活動において、連結子会社である中国Shanghai Genomics, Inc.の影響力が大きいいため、当社グループは中国で事業を行っているという特有のリスクの影響を受ける可能性があります。

中国政府は、中国経済に影響を及ぼす経済政策や産業政策に関わる権限を有しております。中国の医薬品産業は中国政府の厳しい監督管理下での規制を受けており、中国における当社グループの活動は中国政府が公布する法律等に従います。これら中国の政策、規制、法律等に変化が生じた場合には、当社グループの経営戦略や事業活動に制約が加えられる可能性があります。

加えて、中国における種々のカントリーリスクも、当社グループの財政状態及び経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。

4. 競合について

当社グループが開発を進めている肝線維症治療薬（F351）について、直接競合する創薬候補物の存在は確認しておりません。肺線維症治療薬（F647）は日米においてIPFを適応症とする競合品が存在しますが、当社グループのF647は基本的に中国市場での製造販売を計画しておりますので、それらとは直接の競合状態とはならないと考えております。

5. 法的規制について

当社グループは、現在医薬品等の研究開発を行っておりますが、その成果に基づき中国で医薬品の製造販売を行うことを目指しております。この場合には中国の薬品生産監督管理弁法及び関連法規の規制を受けることとなります。この法律は、医薬品、医薬部外品、化粧品及び医療機器の品質、有効性及び安全性の確保を目的としており、その製造販売には個別商品ごとに所轄官公庁の承認又は許可が必要となります。当社グループの事業は、現時点における中国でのあらゆる法令に適合していると考えております。しかし、現行の中国の法令の解釈、適用及び運用には多くの不確定要素があることは否めず、さらに新たな法令の影響は現時点では予測不能であります。従って当社グループの事業は、中国当局の現行の法令に関する見解が当社と異なる場合や、中国当局が制定する新たな法令により、影響を受ける可能性はあります。

6. 事業体制について

小規模組織であること

当社（提出会社）は平成20年に実行した企業再編の結果、平成22年12月31日現在、取締役7名及び社員数5名（但し、中国子会社・Shanghai Genomics, Inc.の従業員は56名であります。）の小規模組織であり、また社歴も浅いため、経営陣や従業員に業務遂行上の支障が生じた場合や急に人材が社外流出した場合、代替要員の不在、事務引継手続の遅滞などによって業務に支障が生じた場合、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。当社グループは、組織的な経営基盤の強化を行っておりますが、今後当社グループの業容が拡大した場合、現状のままでは適切かつ十分な人的・組織的対応が出来なくなる恐れがあるため企業内容の充実に合わせて、今後人員の増強や社内管理体制の一層の充実を図っていく必要があります。

特定人物への依存

取締役代表執行役社長兼CEOであるイン・ルオ、取締役代表執行役COOである片岡隆志は残り5名の事業経験豊かな取締役（うち4名は社外取締役）と共に、当社グループの事業を推進する最高責任者として、経営戦略の策定、研究開発や事業開発の推進において重要な役割を果たしております。

しかしながら、当社グループの経営は、上記2名を中心としたマネジメントに依存しており、現在の経営陣が継続して当社グループの事業を運営できない場合、当社グループの事業戦略や経営成績に影響を与える可能性があります。

人材の確保について

当社グループは研究開発型企業であり、競争力の維持のためにも、専門的な知識・技能をもった優秀な人材の確保は必須であると考えております。しかしながら、計画どおりの人材の確保が行えず、あるいは当社グループの人材が社外に流出する可能性は否定できません。このような状況になった場合には、当社グループの事業戦略や経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

7. 知的財産権について

当社グループが保有する知的財産権について

当社グループは研究開発活動において様々な特許等の知的財産権を保有しています。しかしながら、当社グループの研究開発を超える優れた研究開発が他社によってなされた場合や、当社グループの出願した特許申請が成立しないような場合にも、当社グループの事業戦略や経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

知的財産に関する訴訟及びクレーム等の対応に係るリスクについて

当連結会計年度末において、当社グループの事業に関連した特許等の知的財産権に関して、第三者との間で訴訟やクレームといった問題が発生したという事実はありません。当社グループは現在、早期の特許出願を優先する方針をとっており、特許出願後において事業展開上の重要性等を考慮しつつ必要な調査等の対応を実施しております。現時点においては、他社が保有する特許等への抵触により、事業に重大な支障を及ぼす可能性は低いものと認識しております。もとより、当社グループのような研究開発型企業において、このような知的財産権侵害問題の発生を完全に回避することは困難であります。今後において、当社グループが第三者との間で法的紛争に巻き込まれた場合には、弁護士や弁理士との協議の上、その内容に応じて対応策を講じていく方針であります。法的紛争の解決に多大な労力、時間及び費用を要する可能性があり、その場合当社グループの事業戦略や経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。

職務発明に係る社内対応について

平成17年4月1日から施行された特許法の法改正に伴ない、職務発明の取扱いにおいて労使間の協議による納得性、基準の明示性、当事者の運用の納得性が重視されることとなりました。これを受けて、当社グループでは経営陣と研究開発部門とが協議の上、知的財産管理規程を作成し運用しております。しかしながら、将来かかる対価の相当性につき紛争が発生した場合には、当社グループの事業戦略や経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。

8. 製造物責任のリスクについて

医薬品の設計、開発及び製造には、製造物責任賠償のリスクが内在しております。当社グループは、将来開発したいずれかの医薬品が健康被害を引き起こし、または臨床試験、製造、営業若しくは販売において不適当な点が発見された場合には、製造物責任を負い、当社グループの業務及び財務状況に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。また、例えかかる請求が認められなかったとしても、製造物責任請求が与えるネガティブなイメージにより、当社グループ及び当社グループの医薬品に対する信頼に悪影響が生じ、当社グループの事業に影響を与える可能性があります。

9. 新株予約権等について

当社グループは、ストックオプション制度を採用しております。この制度は当社グループの役員や従業員に対して、業績向上に対する意欲を持たせるものとして有効な制度であると認識しておりますが、それらの新株予約権が行使された場合、当社グループの1株当たりの株式価値は希薄化する可能性があります。しかしながら、基本的な財務計画は潜在株ベースで進めておりますので大きな問題にはならないと考えております。一方、今後も優秀な人材確保のために、同様のインセンティブプランを継続して実施していくことは必須のものであると認識しております。

10. 提出会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況

当社グループは、創業以来継続的に営業損失を計上し、当連結会計年度も269,027千円の営業損失を計上いたしました。また、営業活動によるキャッシュ・フローも継続的にマイナスとなっており、当連結会計年度においても130,543千円のキャッシュ・フローの減少となっております。当社グループは、現在医薬品開発をコスト優位性のある中国で行っておりますが、開発中の創薬候補物が上市に至るまで、多額の開発費用が必要となります。

これにより、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

5【経営上の重要な契約等】

契約会社名	相手方の名称	契約品目	契約内容	契約期間
株式会社ジーエヌアイ (当社)	イーピーエス株式会社	技術	中国における医薬品候補品 F351の共同開発	平成22年7月30日～

6【研究開発活動】

(1) 研究開発活動の概要

当社グループは、研究開発の重点疾患領域を(i)癌及び(ii)炎症としております。当社グループでは、R&D活動の対象を、徐々に創薬プロセスの上流から、より焦点を絞った候補物の発見・開発という下流へと移してきております。こうした具体的かつ薬剤開発に直結する創薬研究により、今後新しい創薬候補物を輩出して行くものと期待されます。

研究開発部門に所属する人員は平成22年12月31日現在41名が中国で研究活動を行っており、平成22年12月期において研究開発費の総額は81,836千円であります。なお、当社グループは先端バイオ技術による創薬事業会社として、同一セグメントに属する事業を行っているため、事業の種類別セグメントの該当事項はありません。

当社グループは、自社が保有する肺線維症治療薬（F647：IPFに関しては上海FDAの審査と現場検証を経て、NDA資料は北京にあるSFDAに送られ、現在も引き続き第2次審査を受けており、RPに関しては中国で第2相臨床試験終了段階）と肝線維症治療薬（F351：中国でGNI-EPS Pharmaceuticals, Incで第2相臨床試験準備段階）の臨床開発ならびに、F1013に関しては、前臨床試験を行なっています。中国での販売に当たっては、医薬品の製造工場が必要となりますが、新設・買収ないしは提携によって、製造申請を行う予定であります。また医薬品のパイプラインを充実させるために、自社開発に加えて、創薬候補物の外部からのライセンスにも積極的に取り組んで参ります。

(2) 具体的な研究開発活動

主要なR&D活動は、以下の通りです。

1. プロダクト・ポートフォリオマネジメント、創薬候補物選択、共同研究パートナーからのインライセンスなど

多くの製薬会社はリスク低減と開発プロセスのスピードアップに努力していますが、POC（概念実証）による安全性・有効性の確認こそが最重要であることは言うまでもありません。当社の前臨床、薬事、臨床などのチームはがん、呼吸器疾患、消化器疾患、代謝疾患、炎症疾患、抗体等の各分野における16の化合物ポートフォリオの評価を行っています。米国バイオ創薬企業から中国/アジアでの臨床開発と商業化のライセンスを受けているF1013は、ウイルス性肝炎・急性肝不全治療薬で、CMCや薬理学試験などを行っています。

2. がんに対する抑制性化合物の発見と開発

当社研究グループは、数多くのがんターゲットを阻害する効果を示唆するCDK阻害プロファイルを有する一連の新しい化合物を同定しました。アニマルモデルによる予備研究によれば、それらの腫瘍に対して有効な結果が示されています。またいくつか追加的な派生物が合成され、それらもCDKやがんのセルラインに対し、強力な阻害活動を示しています。これらは特許可能な化合物の構造を有していると考えており、肺がんや肝臓がんを適応症とするリード候補物に向けた更なる検証を行っていきます。それに加えて、遺伝子ネットワーク研究プロジェクトから選択された2つの創薬ターゲットに関し幅広い研究が行われ、炎症疾患の治療に重要な役割を果たす可能性があると考えております。

3. 国際的な大手製薬会社との研究開発アウトソース事業

当社における研究開発アウトソース部門は、売上や事業関係を生み出すメリットに加えて、社内の他の研究グループに対してプラットフォーム支援を提供していることです。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。連結財務諸表の作成にあたり、見積もりが必要な事項につきましては、合理的な基準に基づき会計上の見積もり及び判断を行っております。また、実際の結果は見積もりによる不確実性があるため、これら見積もりと異なる場合があります。当社の連結財務諸表で採用する重要な会計方針は『第5経理の状況 1 [連結財務諸表等] 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項』に記載しております。

(2) 財政状態の分析

当社グループは、開発中の創薬候補物が上市に至るまで、多額の開発費が必要となります。現在医薬品開発をコスト優位性のある中国で行っておりますが、開発を進めるためには借入若しくは増資等による資金調達が必要となります。このため、当社グループは、当連結会計年度において、229,719千円の第三者割当増資を行いました。詳細については、平成22年1月27日に開示した、「第30回新株予約権（希薄化防止型行使価額修正条項付）の月間行使状況並びに行使完了に関するお知らせ」をご参照ください。当該第三者割当増資は前連結会計年度より継続し、平成22年1月27日にて終了し、総額で443,331千円の増資となりました。

当連結会計年度末における総資産は、前連結会計年度末に比べ41,442千円増加し961,819千円となりました。負債は、前連結会計年度末に比べ5,652千円増加し45,922千円となりました。純資産は、前連結会計年度末に比べ35,789千円増加し、915,896千円となりました。総資産及び純資産の増加は、主に当連結会計年度における新株予約権の行使による229,719千円の増資、83,434千円の新株予約権増加と、258,088千円の当期純損失を計上したことに伴う減少の純額による増加となります。

キャッシュフローにつきましては、営業活動により減少した資金は130,543千円となりました。主な減少要因は税金等調整前当期純損失256,878千円と売掛債権の増加83,247千円であり、主な増加要因は減価償却費21,005千円、のれん償却額99,998千円および株式報酬費用84,006千円によるものであります。

投資活動による資金の増加は37,113千円となりました。これは主に、38,911千円の定期預金払戻収入によるものであります。

財務活動による資金の増加は、226,260千円となりました。これは主に第三者割当により割当てられた新株予約権の行使による株式の発行収入226,304千円を計上したことによります。

この結果、当連結会計年度末における現金及び現金同等物の残高は前連結会計年度末に比べ128,712千円増加し554,894千円となりました。

(3) 経営成績の分析

当社グループは医薬品開発を行う企業として成長を遂げるため、現在保有する創薬候補物の市場化を目指し、治験を着実に進めていくことを重要な経営課題としております。

当連結会計年度は、中国において、商品化に最も近い創薬候補物であるF647については、特異性肺線維症（IPF）治療薬、並びに放射線性肺炎（RP）治療薬という、2つの適応症において、両者とも第2相臨床試験を終了し、第一のIPF治療薬F647は、中国国家食品薬品监督管理局（SFDA）との協議を経て、早期条件付承認を得るべく第3相臨床試験を凍結し、新薬許可申請（NDA）を前連結会計年度に提出いたしました。上海FDAの審査と現場検証を経て、NDA資料は北京にあるSFDAに送られ、現在も引き続き第2次審査を受けております。第二のRP治療薬F647も良好な臨床試験の結果を受け、さらなる有効性と安全性を確かめるために第3相臨床試験を計画しております。

これらに続く創薬候補物のF351（肝線維症治療薬）は、平成22年7月30日、イーピーエス株式会社（東証一部上場企業）と当社が保有する技術、知的財産、ノウハウ等を共有して肝線維症等の分野での新しい医薬品や医療技術の早期開発を目的として、中国における医薬品共同開発に合意し、平成22年11月26日付けにて同社と中国天津市に設立したGNI-EPH Pharmaceuticals, Incで第2相臨床試験をすべく準備を進めております。なお、上記に関連して、当社はイーピーエス株式会社に対してF351の中国と日本における特許使用権を部分売却したため合計で2億円の特許権収入を当連結会計年度に計上しております。さらに、カナダにおいてF351の化学構造（物質）と肝疾患治療への適用（使用）に関する特許権を取得（平成22年8月26日開示）、これに続き米国（物質のみ）（平成22年9月17日開示）、日本においても物質と使用に関する特許権（平成22年10月20日開示）を取得することができました。この結果、F351の特許権取得においては、中国、豪州、カナダ、米国並びに日本の5カ国で特許権を取得したことになりました。

次の創薬候補物のF1013（ウイルス性肝炎・急性肝不全治療薬）は、米国EpiCept社で開発され、同社は米国、中国その他主要地域での特許権を取得しています。これにより当社は、アジア、豪州及びニュージーランドにおいて開発を行う権利を得て、中国で前臨床試験を行っております。

上記の結果、当連結会計年度の売上高は272,876千円、営業損失は269,027千円、経常損失は263,128千円となりました。当期純損失は、特別利益として出資金売却益を7,013千円、特別損失として減損損失を2,117千円を計上しましたが、258,088千円となりました。

なお、当社は前連結会計年度において、決算期を3月末決算から12月末決算に変更したため、前連結会計年度は9か月決算となっており、当連結会計年度と期間が異なっておりますので、前期との比較増減は記載しておりません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

該当事項はありません。

2【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、以下のとおりであります。

(1)提出会社

平成22年12月31日現在

事業所名	所在地	設備の内容	帳簿価額(千円)		従業員数 (名)
			工具、器具及び備品	合計	
本社	東京都新宿区	統括業務施設	3,813	3,813	5

(注) 1. 本社は賃借物件で、その概要は次のとおりです。

事業所名	所在地	年間賃借料(千円)	賃借先
本社	東京都新宿区	8,277	日本リージャス株式会社

2. 金額には消費税等は含まれておりません。

(2)在外子会社

平成22年12月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)				従業員数 (名)
			建物附属 設備	機械及び 装置	工具、器具及 び備品	合計	
Shanghai Genomics, Inc.	本社 (中国 上海)	統括業務施設 研究開発用設備	895	33,628	3,894	38,418	56(4)

(注) 1. 在外子会社の本社及び営業所は賃借物件で、その概要は次のとおりです。

事業所名	所在地	年間賃借料(千円)	賃借先
Shanghai Genomics, Inc.	中国 上海	27,804	Shanghai (z.j) Hi-tech Park development Co., Ltd

2. 臨時雇用者数(パートタイマーを含みます。)の年間平均人員を()外数で記載しております。

3【設備の新設、除却等の計画】

当連結会計年度において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	243,527,000
計	243,527,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (平成22年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成23年3月28日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	89,782,831	89,782,831	東京証券取引所 (マザーズ)	単元株式数は1,000株であります。
計	89,782,831	89,782,831		

(注) 提出日現在の発行数には、平成23年3月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

平成15年6月19日臨時株主総会決議および平成15年6月19日取締役会決議（第1回新株予約権）

区分	事業年度末現在 (平成22年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年2月28日)
新株予約権の数(個)	500(注)1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	500,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	4.732	同左
新株予約権の行使期間	自平成17年6月20日 至平成24年3月19日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 4.732 資本組入額 2.366	同左
新株予約権の行使の条件	(注)2	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	該当事項なし。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。	同左

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1,000株であります。

2. 新株予約権の行使の条件は以下の通りです。

新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても当社、当社の子会社または当社の関係会社の取締役または従業員の地位にあることを要するものとする。但し、当該地位を失った後も3ヶ月(身体または精神の障害により当該地位を失った場合には1年間)に限り、当該地位を失った時点で下記により権利行使可能となっている新株予約権を行使することができる。

新株予約権者が死亡した場合には、死亡後1年間に限り、死亡した時点で下記により権利行使可能となっている新株予約権を、相続人が行使することができる。

1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。

新株予約権者は、既に行使した新株予約権の個数の累計が、それぞれの時点における権利行使可能数(以下に定義する)を超えない限りにおいて、新株予約権を行使することができる。「権利行使可能数」とは、平成14年3月1日の1年後の応答日の翌日において、割当を受けた新株予約権の4分の1に相当する数とし、以後これに、毎月、起算日と同一の日が到来するごとに、その翌日において割当を受けた新株予約権の48分の1に相当する数が加算される。ただし、(i)当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、もしくは当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき(ただし、存続会社または当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を継承するときを除く)、()当社の全てもしくは実質的に全ての資産が売却されるとき、または()当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときには、上記にかかわらず、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当を受けた新株予約権のうち未行使のものすべてを行使することができる。

その他の権利の行使の条件は、新株予約権発行の株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

平成16年6月29日定時株主総会決議および平成16年7月12日取締役会決議（第5回新株予約権プランB）

区分	事業年度末現在 (平成22年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年2月28日)
新株予約権の数(個)	5 (注)1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	5,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	55	同左
新株予約権の行使期間	自平成17年7月1日 至平成26年6月29日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 55 資本組入額 27.5	同左
新株予約権の行使の条件	(注)2	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	該当事項なし。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。	同左

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1,000株であります。

2. 新株予約権の行使の条件は以下の通りです。

1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。

()当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、もしくは当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき(ただし、存続会社または当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除く)、()当社の全てもしくは実質的に全ての資産が売却される時、または()当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときには、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当を受けた新株予約権のうち未行使のものすべてを行使することができる。

その他の権利の行使の条件は、新株予約権発行の株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

平成16年6月29日定時株主総会決議および平成17年6月13日取締役会決議（第5回新株予約権プランF）

区分	事業年度末現在 (平成22年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年2月28日)
新株予約権の数(個)	73(注)1	42(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	73,000	42,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	110	同左
新株予約権の行使期間	優遇税制適用の場合 自平成19年6月28日 至平成26年6月29日 優遇税制適用外の場合 自平成18年6月28日 至平成26年6月29日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 110 資本組入額 55	同左
新株予約権の行使の条件	(注)2	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	該当事項なし。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。	同左

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1,000株であります。

2. 新株予約権の行使の条件は以下の通りです。

1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。

()当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、もしくは当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき(ただし、存続会社または当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除く)、()当社の全てもしくは実質的に全ての資産が売却される時、または()当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときには、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当を受けた新株予約権のうち未行使のものすべてを行使することができる。

その他の権利の行使の条件は、新株予約権発行の株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

平成17年6月30日定時株主総会決議および平成18年1月20日取締役会決議（第6回新株予約権プランD）

区分	事業年度末現在 (平成22年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年2月28日)
新株予約権の数(個)	500(注)1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	500,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	140	同左
新株予約権の行使期間	優遇税制適用外の場合 自平成19年1月21日 至平成27年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 140 資本組入額 70	同左
新株予約権の行使の条件	(注)2	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	該当事項なし。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。	同左

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1,000株であります。

2. 新株予約権の行使の条件は以下の通りです。

1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。

()当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、もしくは当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき(ただし、存続会社または当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除く)、()当社の全てもしくは実質的に全ての資産が売却される時、または()当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときには、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当を受けた新株予約権のうち未行使のものすべてを行使することができる。

その他の権利の行使の条件は、新株予約権発行の株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

平成17年6月30日定時株主総会決議および平成18年4月19日取締役会決議（第6回新株予約権プランE）

区分	事業年度末現在 (平成22年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年2月28日)
新株予約権の数(個)	12(注)1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	12,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	140	同左
新株予約権の行使期間	優遇税制適用外の場合 自平成19年4月20日 至平成27年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 140 資本組入額 70	同左
新株予約権の行使の条件	(注)2	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	該当事項なし。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。	同左

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1,000株であります。

2. 新株予約権の行使の条件は以下の通りです。

1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。

()当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、もしくは当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき(ただし、存続会社または当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除く)、()当社の全てもしくは実質的に全ての資産が売却される時、または()当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときには、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当を受けた新株予約権のうち未行使のものすべてを行使することができる。

その他の権利の行使の条件は、新株予約権発行の株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

平成18年6月20日定時株主総会決議および平成18年8月14日取締役会決議（第15回新株予約権）

区分	事業年度末現在 (平成22年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年2月28日)
新株予約権の数(個)	4(注)1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	4,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	140	同左
新株予約権の行使期間	自平成20年8月15日 至平成28年6月20日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 140 資本組入額 70	同左
新株予約権の行使の条件	(注)2	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	該当事項なし。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。	同左

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1,000株であります。

2. 新株予約権の行使の条件は以下の通りです。

新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても当社の従業員、当社の子会社若しくは関係会社の取締役、監査役若しくは従業員の地位(以下「行使資格」という。)にあることを要し、その行使資格を失った場合には、新株予約権を行使することはできない。その地位を喪失したときに行使資格を喪失したものとみなす。但し、当該行使資格を失った後も3ヶ月間(身体又は精神上の障害により当該地位を失った場合には1年間)に限り、当該行使資格を失った時点で下記により権利行使可能となっている新株予約権を行使することができる。

新株予約権者が死亡した場合には、死亡後1年間に限り、死亡した時点で下記により権利行使可能となっている新株予約権を、相続人が行使することができる。

1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。

行使期間を条件として、新株予約権者は、既に行使した新株予約権の個数の累計が、それぞれの時点における権利行使可能数(以下に定義する。)を超えない限りにおいて、新株予約権を行使することができる。「権利行使可能数」とは、平成18年3月16日の1年後の応当日の翌日(以下「起算日」という。)において、割当を受けた新株予約権の4分の1に相当する数とし、以後これに、毎月、起算日と同一の日が到来するごとに、その翌日において割当を受けた新株予約権の48分の1に相当する数が加算される。ただし、()当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、若しくは当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案若しくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき(ただし、存続会社又は当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除く)、()当社の全て若しくは実質的に全ての資産が売却される時、又は()当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときには、上記にかかわらず、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当を受けた新株予約権のうち未行使のものすべてを行使することができる。

その他の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるところによる。

平成18年6月20日定時株主総会決議および平成19年3月13日取締役会決議（第20回新株予約権）

区分	事業年度末現在 (平成22年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年2月28日)
新株予約権の数(個)	2(注)1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	2,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	220	同左
新株予約権の行使期間	自平成21年3月14日 至平成28年6月20日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 220 資本組入額 110	同左
新株予約権の行使の条件	(注)2	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	該当事項なし。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。	同左

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1,000株であります。

2. 新株予約権の行使の条件は以下の通りです。

新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても当社の従業員、当社の子会社若しくは関係会社の取締役、監査役若しくは従業員の地位(以下「行使資格」という。)にあることを要し、その行使資格を失った場合には、新株予約権を行使することはできない。その地位を喪失したときに行使資格を喪失したものとみなす。但し、当該行使資格を失った後も3ヶ月間(身体又は精神上の障害により当該地位を失った場合には1年間)に限り、当該行使資格を失った時点で下記により権利行使可能となっている新株予約権を行使することができる。

新株予約権者が死亡した場合には、死亡後1年間に限り、死亡した時点で下記により権利行使可能となっている新株予約権を、相続人が行使することができる。

1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。

行使期間を条件として、新株予約権者は、既に行使した新株予約権の個数の累計が、それぞれの時点における権利行使可能数(以下に定義する。)を超えない限りにおいて、新株予約権を行使することができる「権利行使可能数」とは、平成19年1月22日の1年後の応当日の翌日(以下「起算日」という。)において、割当を受けた新株予約権の4分の1に相当する数とし、以後これに、毎月、起算日と同一の日が到来するごとに、その翌日において割当を受けた新株予約権の48分の1に相当する数が加算される。ただし、()当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、若しくは当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案若しくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき(ただし、存続会社又は当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除く)、()当社の全て若しくは実質的に全ての資産が売却されるとき、又は()当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときには、上記にかかわらず、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当を受けた新株予約権のうち未行使のものすべてを行使することができる。

その他の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるところによる。

平成20年6月24日定時株主総会決議および平成20年7月22日取締役会決議（第24回新株予約権）

区分	事業年度末現在 (平成22年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年2月28日)
新株予約権の数(個)	280(注)1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	280,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	35	同左
新株予約権の行使期間	自平成22年8月7日 至平成30年8月6日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 35 資本組入額 17.5	同左
新株予約権の行使の条件	(注)2	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	該当事項なし。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。	同左

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1,000株であります。

2. 新株予約権の行使の条件は以下の通りです。

新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても当社の取締役若しくは従業員、当社の子会社若しくは関係会社の取締役、監査役若しくは従業員の地位(以下「行使資格」という)にあることを要し、その行使資格を失った場合には、新株予約権を行使することはできない。但し、当該行使資格を失った後も3ヶ月間(身体又は精神上の障害により当該行使資格を失った場合には1年間)に限り、新株予約権を行使することができる。但し、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合には、その後も新株予約権を行使することができる。

新株予約権者が死亡した場合には、死亡後1年間に限り、相続人が新株予約権を行使することができる。

1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。

その他の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるところによる。

平成20年6月24日定時株主総会決議および平成20年11月20日取締役会決議（第25回新株予約権）

区分	事業年度末現在 (平成22年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年2月28日)
新株予約権の数(個)	30(注)1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	30,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	9	同左
新株予約権の行使期間	自平成21年11月21日 至平成30年11月20日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 9 資本組入額 4.5	同左
新株予約権の行使の条件	(注)2	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	該当事項なし。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。	同左

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1,000株であります。

2. 新株予約権の行使の条件は以下の通りです。

1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。

()当社が消滅会社となる合併契約が株主総会で承認されたとき、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転契約が株主総会で承認されたとき(ただし、存続会社又は当社の完全親会社の新株予約権が新たに発行される場合を除く)、()当社の全てもしくは実質的に全ての資産が売却される時、又は()当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときには、下記にかかわらず、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当を受けた新株予約権のうち未行使のもの全てを行使することができる。

新株予約権の割当時において、当社の取引先又はコンサルタント等の当社協力先であった新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当社の取引先又はコンサルタント等の当社協力先の地位にあることを要する。その他の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

平成20年6月24日定時株主総会決議および平成20年12月19日取締役会決議（第26回新株予約権）

区分	事業年度末現在 (平成22年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年2月28日)
新株予約権の数(個)	50(注)1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	50,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	10	同左
新株予約権の行使期間	自平成21年12月20日 至平成30年12月19日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 10 資本組入額 5	同左
新株予約権の行使の条件	(注)2	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	該当事項なし。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。	同左

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1,000株であります。

2. 新株予約権の行使の条件は以下の通りです。

1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。

()当社が消滅会社となる合併契約が株主総会で承認されたとき、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転契約が株主総会で承認されたとき(ただし、存続会社又は当社の完全親会社の新株予約権が新たに発行される場合を除く)、()当社の全てもしくは実質的に全ての資産が売却される時、又は()当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときには、下記にかかわらず、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当を受けた新株予約権のうち未行使のもの全てを行使することができる。

新株予約権の割当時において、当社の取引先又はコンサルタント等の当社協力先であった新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当社の取引先又はコンサルタント等の当社協力先の地位にあることを要する。その他の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

平成21年6月17日定時株主総会決議および平成21年6月22日取締役会決議（第27回新株予約権）

区分	事業年度末現在 (平成22年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年2月28日)
新株予約権の数(個)	2,780 (注)1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	2,780,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	34	同左
新株予約権の行使期間	自平成23年6月23日 至平成31年6月22日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 34 資本組入額 17	同左
新株予約権の行使の条件	(注)2	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	該当事項なし。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。	同左

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1,000株であります。

2. 新株予約権の行使の条件は以下の通りです。

1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。

()当社が消滅会社となる合併契約が株主総会で承認されたとき、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画が株主総会で承認されたとき(ただし、存続会社又は当社の完全親会社の新株予約権が新たに発行される場合を除く。)、()当社の全て若しくは実質的に全ての資産が売却される時、又は()当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときは、新株予約権の行使期間にかかわらず、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当てを受けた新株予約権のうち未行使のもの全てを行使することができる。

新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても当社の取締役若しくは従業員、当社の子会社若しくは関係会社の取締役、監査役若しくは従業員の地位(以下「行使資格」という)にあることを要し、その行使資格を失った場合には、新株予約権を行使することはできない。但し、当該行使資格を失った後も3ヶ月間(身体又は精神上の障害により当該行使資格を失った場合には1年間)に限り、新株予約権を行使することができる。但し、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合には、その後も新株予約権を行使することができる。

新株予約権者が死亡した場合には、死亡後1年間に限り、相続人が新株予約権を行使することができる。

その他の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるところによる。

平成21年6月17日定時株主総会決議および平成21年6月22日取締役会決議（第28回新株予約権）

区分	事業年度末現在 (平成22年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年2月28日)
新株予約権の数(個)	490(注)1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	490,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	34	同左
新株予約権の行使期間	自平成22年6月23日 至平成31年6月22日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 34 資本組入額 17	同左
新株予約権の行使の条件	(注)2	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	該当事項なし。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。	同左

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1,000株であります。

2. 新株予約権の行使の条件は以下の通りです。

1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。

()当社が消滅会社となる合併契約が株主総会で承認されたとき、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画が株主総会で承認されたとき(ただし、存続会社又は当社の完全親会社の新株予約権が新たに発行される場合を除く。)、(ii)当社の全て若しくは実質的に全ての資産が売却される時、又は(iii)当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得する時には、新株予約権の行使期間にかかわらず、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当てを受けた新株予約権のうち未行使のもの全てを行使することができる。

新株予約権の割当てにおいて、当社又は当社子会社の従業員であった新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。

新株予約権の割当てにおいて、当社の取引先又はコンサルタント等の当社協力先であった新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当社の取引先又はコンサルタント等の当社協力先の地位にあることを要する。

新株予約権者が死亡した場合には、死亡後1年間に限り、相続人が新株予約権を行使することができる。

その他の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

平成21年6月17日定時株主総会決議および平成21年6月22日取締役会決議（第29回新株予約権）

区分	事業年度末現在 (平成22年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年2月28日)
新株予約権の数(個)	600(注)1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	600,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	34	同左
新株予約権の行使期間	自平成22年6月23日 至平成31年6月22日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 34 資本組入額 17	同左
新株予約権の行使の条件	(注)2	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	該当事項なし。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。	同左

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1,000株であります。

2. 新株予約権の行使の条件は以下の通りです。

1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。

() (x)当社が消滅会社となる合併契約が株主総会で承認されたとき、又は(y)当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画が株主総会で承認されたとき(ただし、いずれの場合でも、存続会社又は当社の完全親会社の新株予約権が新たに発行される場合を除く。)、(ii)当社の全て若しくは実質的に全ての資産が売却される時、又は(iii)当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときには、新株予約権の行使期間にかかわらず、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当てを受けた新株予約権のうち未行使のもの全てを行使することができる。

新株予約権の行使期間内において、新株予約権者は、既に行使した新株予約権の個数の累計が、それぞれの時点における権利行使可能数(以下に定義する。)を超えない限りにおいて、新株予約権を行使することができる。

「権利行使可能数」とは、2009年6月22日の1年後の応当日の翌日(以下「起算日」という。)において、割当てを受けた新株予約権の4分の1に相当する数とし、以後これに、毎月、起算日と同一の日が到来するごとに、その翌日において割当てを受けた新株予約権の48分の1に相当する数が加算される。

新株予約権の割当てにおいて、当社又は当社子会社の従業員であった新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。但し、当該行使資格を失った後も3ヶ月間(身体又は精神上の障害により当該行使資格を失った場合には1年間)に限り、新株予約権を行使することができる。

新株予約権者が死亡した場合には、死亡後1年間に限り、相続人が新株予約権を行使することができる。

その他の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

平成22年3月26日定時株主総会決議および平成22年3月26日取締役会決議（第31回新株予約権）

区分	事業年度末現在 (平成22年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年2月28日)
新株予約権の数(個)	1,540 (注)1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,540,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	33	同左
新株予約権の行使期間	自平成24年3月27日 至平成32年3月26日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 33 資本組入額 16.5	同左
新株予約権の行使の条件	(注)2	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	該当事項なし。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。	同左

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1,000株であります。

2. 新株予約権の行使の条件は以下の通りです。

1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。

()当社が消滅会社となる合併契約が株主総会で承認されたとき、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画が株主総会で承認されたとき(ただし、存続会社又は当社の完全親会社の新株予約権が新たに発行される場合を除く。)、()当社の全て若しくは実質的に全ての資産が売却される時、又は()当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときには、新株予約権の行使期間にかかわらず、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当てを受けた新株予約権のうち未行使のもの全てを行使することができる。

新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても当社の取締役、もしくは従業員、当社の子会社もしくは関係会社の取締役もしくは従業員の地位(以下「行使資格」という。)にあることを要し、その行使資格を失った場合には、新株予約権を行使することはできない。ただし、当該行使資格を失った後も3ヶ月間(身体又は精神上の障害により当該行使資格を失った場合には1年間)に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合には、その後も新株予約権を行使することができる。

新株予約権者が死亡した場合には、死亡後1年間に限り、相続人が新株予約権を行使することができる。

その他の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるところによる。

平成22年3月26日定時株主総会決議および平成22年3月26日取締役会決議（第32回新株予約権）

区分	事業年度末現在 (平成22年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年2月28日)
新株予約権の数(個)	200(注)1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	200,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	33	同左
新株予約権の行使期間	自平成23年3月27日 至平成32年3月26日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 33 資本組入額 16.5	同左
新株予約権の行使の条件	(注)2	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	該当事項なし。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。	同左

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1,000株であります。

2. 新株予約権の行使の条件は以下の通りです。

1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。

()当社が消滅会社となる合併契約が株主総会で承認されたとき、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画が株主総会で承認されたとき(ただし、存続会社又は当社の完全親会社の新株予約権が新たに発行される場合を除く。)、(ii)当社の全て若しくは実質的に全ての資産が売却される時、又は(iii)当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得する時には、新株予約権の行使期間にかかわらず、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当てを受けた新株予約権のうち未行使のもの全てを行使することができる。

新株予約権の割当てにおいて、当社の取引先又はコンサルタント等の当社協力先であった新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当社の取引先又はコンサルタント等の当社協力先の地位にあることを要する。

新株予約権者が死亡した場合には、死亡後1年間に限り、相続人が新株予約権を行使することができる。

その他の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

平成22年3月26日定時株主総会決議および平成22年3月26日取締役会決議（第33回新株予約権）

区分	事業年度末現在 (平成22年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年2月28日)
新株予約権の数(個)	60(注)1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	60,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	33	同左
新株予約権の行使期間	自平成23年3月27日 至平成32年3月26日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 33 資本組入額 16.5	同左
新株予約権の行使の条件	(注)2	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	該当事項なし。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。	同左

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1,000株であります。

2. 新株予約権の行使の条件は以下の通りです。

1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。

() (x)当社が消滅会社となる合併契約が株主総会で承認されたとき、又は(y)当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画が株主総会で承認されたとき(ただし、いずれの場合でも、存続会社又は当社の完全親会社の新株予約権が新たに発行される場合を除く。)、(ii)当社の全て若しくは実質的に全ての資産が売却されるとき、又は(iii)当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときには、新株予約権の行使期間にかかわらず、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当てを受けた新株予約権のうち未行使のもの全てを行使することができる。

新株予約権の行使期間内において、新株予約権者は、既に行使した新株予約権の個数の累計が、それぞれの時点における権利行使可能数(以下に定義する。)を超えない限りにおいて、新株予約権を行使することができる。「権利行使可能数」とは、2010年3月26日の1年後の応当日の翌日(以下「起算日」という。)において、割当てを受けた新株予約権の4分の1に相当する数とし、以後これに、毎月、起算日と同一の日が到来するごとに、その翌日において割当てを受けた新株予約権の48分の1に相当する数が加算される。

新株予約権の割当てにおいて、当社又は当社子会社の従業員であった新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。但し、当該行使資格を失った後も3ヶ月間(身体又は精神上の障害により当該行使資格を失った場合には1年間)に限り、新株予約権を行使することができる。

新株予約権者が死亡した場合には、死亡後1年間に限り、相続人が新株予約権を行使することができる。

その他の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

平成22年2月1日以後の開始事業年度に係る有価証券報告書から適用されるため、記載事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
平成18年4月17日 (注1)	2,150,000	53,881,831	150,500	1,637,608	150,500	1,597,608
平成18年12月1日 (注2)	7,000,000	60,881,831	770,000	2,407,608	770,000	2,367,608
平成19年8月30日 (注3)	10,000,000	70,881,831	414,000	2,821,608	414,000	2,781,608
平成20年8月18日 (注4)	3,187,000	74,068,831	36,650	2,858,258	36,650	2,818,258
平成21年12月7日 (注5)	714,000	74,782,831	5,140	2,863,399	5,140	2,823,399
平成21年12月7日～ 平成21年12月31日 (注6)	6,350,000	81,132,831	101,665	2,965,064	101,665	2,925,064
平成22年1月4日～ 平成22年1月27日 (注7)	8,650,000	89,782,831	114,859	3,079,924	114,859	3,039,924

(注) 1. 有償第三者割当

発行価格 140円
資本組入額 70円
割当先 Goldman Sachs International

2. 有償第三者割当

発行価格 220円
資本組入額 110円
割当先 Evolution Master Fund Ltd. SPC, Segregated Portfolio M他3名

3. 有償一般募集(ブックビルディング方式)

発行価格 90円
引受価額 82円80銭
資本組入額 41円40銭

4. 有償第三者割当

発行価格 23円
資本組入額 11円50銭
割当先 Evo Fund

5. 有償第三者割当

発行価格 14円40銭
資本組入額 7円20銭
割当先 オリックス証券株式会社

6. 新株予約権の行使による増加であります。

発行価格の総額 203,331千円
資本組入額の総額 101,665千円

7. 新株予約権の行使による増加であります。

発行価格の総額 229,719千円
資本組入額の総額 114,859千円

(6) 【所有者別状況】

平成22年12月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数 1,000株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	2	14	23	17	13	4,534	4,603	-
所有株式数(単元)	-	599	3,272	1,269	6,131	1,649	76,849	89,769	13,831
所有株式数の割合(%)	-	0.67	3.64	1.41	6.83	1.84	85.61	100.00	-

(注) 1. 自己株式2,900株は、「個人その他」に2単元及び「単元未満株式の状況」に900株を含めて記載しております。

2. 上記「その他の法人」には、証券保管振替機構名義の株式が14単元含まれております。

(7) 【大株主の状況】

平成22年12月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
イン・ルオ	SHANGHAI P.R. CHINA	3,665,600	4.08
クリティカル・テクノロジー号投資事業有限責任組合	東京都港区芝浦3丁目-11-13	3,491,031	3.88
森田 政廣	長野県伊那市	2,332,000	2.59
アイピーアールV 2号投資事業組合	東京都中央区日本橋室町1丁目9-4 井上第三ビル6階	1,273,000	1.41
酒井 真敬	愛知県春日井市	1,032,000	1.14
須藤 一彦	東京都東村山市	1,000,000	1.11
カブドットコム証券株式会社	千代田区大手町1丁目3番2号	807,000	0.89
ウエル技術ベンチャー投資事業有限責任組合	東京都新宿区喜久井町65 糟井ビル3F	770,000	0.85
ダイワキャピタルマーケットツシンガポールリミテッド	東京都千代田区丸の内1丁目9-1	671,000	0.74
宮野 悟	東京都杉並区	669,400	0.74
計	-	15,711,031	17.49

(注) 発行済株式総数に対する所有株式数の割合は、自己株式を含む発行済株式の総数に対する割合として算出しております。

(8) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成22年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 2,000	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 89,767,000	89,767	-
単元未満株式数	普通株式 13,831	-	-
発行済株式総数	89,782,831	-	-
総株主の議決権	-	89,767	-

(注) 「完全議決権株式(その他)」欄には、証券保管振替機構名義の株式が14,000株含まれております。「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数14個が含まれております。

【自己株式等】

平成22年12月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総 数に対する所 有株式数の割 合(%)
株式会社ジーエヌアイ	東京都新宿区西新宿 三丁目7番1号	2,000	-	2,000	0.00
計	-	2,000	-	2,000	0.00

(9) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、ストックオプション制度を採用しております。当該制度は、平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、新株予約権を付与する方式により、当社、当社子会社及び当社の関係会社の役員、従業員及び社外の協力先に対して付与することを下記株主総会及び取締役会において決議されたものであります。当該制度の内容は次のとおりであります。

(平成15年6月19日臨時株主総会決議および平成15年6月19日取締役会決議) (第1回新株予約権)

決議年月日	平成15年6月19日
付与対象者の区分及び人数	取締役 1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上(注)2 (注)3
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(平成16年6月29日定時株主総会決議および平成16年7月12日取締役会決議) (第5回新株予約権プランB)

決議年月日	平成16年7月12日
付与対象者の区分及び人数	社外の協力先 1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上(注)2 (注)3
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(平成16年6月29日定時株主総会決議および平成17年6月13日取締役会決議)(第5回新株予約権プランF)

決議年月日	平成17年6月13日
付与対象者の区分及び人数	子会社の従業員 10名 社外の協力先 7名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上(注)2 (注)3
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(平成17年6月30日定時株主総会決議および平成18年1月20日取締役会決議)(第6回新株予約権プランD)

決議年月日	平成18年1月20日
付与対象者の区分及び人数	社外の協力先 1社
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上(注)2 (注)3
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(平成17年6月30日定時株主総会決議および平成18年4月19日取締役会決議)(第6回新株予約権プランE)

決議年月日	平成18年4月19日
付与対象者の区分及び人数	社外の協力先 2名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上(注)2 (注)3
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(平成18年6月20日定時株主総会決議および平成18年8月14日取締役会決議)(第15回新株予約権)

決議年月日	平成18年8月14日
付与対象者の区分及び人数	子会社の従業員 1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上(注)4
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上(注)5 (注)6
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(平成18年6月20日定時株主総会決議および平成19年3月13日取締役会決議)(第20回新株予約権)

決議年月日	平成19年3月13日
付与対象者の区分及び人数	子会社の従業員 1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上(注)4
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上(注)5 (注)6
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(平成20年6月24日定時株主総会決議および平成20年7月22日取締役会決議)(第24回新株予約権)

決議年月日	平成20年7月22日
付与対象者の区分及び人数	社外取締役 3名 監査役 4名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上(注)4
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上(注)5 (注)7
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(平成20年6月24日定時株主総会決議および平成20年11月20日取締役会決議)(第25回新株予約権)

決議年月日	平成20年11月20日
付与対象者の区分及び人数	社外の協力先 1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上(注)4
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上(注)5 (注)8
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(平成20年6月24日定時株主総会決議および平成20年12月19日取締役会決議)(第26回新株予約権)

決議年月日	平成20年12月19日
付与対象者の区分及び人数	社外の協力先 1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上(注)4
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上(注)5 (注)8
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(平成21年6月17日定時株主総会決議および平成21年6月22日取締役会決議)(第27回新株予約権)

決議年月日	平成21年6月22日
付与対象者の区分及び人数	取締役 3名 社外取締役 3名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上(注)4
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上(注)5 (注)7
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(平成21年6月17日定時株主総会決議および平成21年6月22日取締役会決議)(第28回新株予約権)

決議年月日	平成21年6月22日
付与対象者の区分及び人数	社外の協力先 5名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上(注)4
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上(注)5 (注)8
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(平成21年6月17日定時株主総会決議および平成21年6月22日取締役会決議)(第29回新株予約権)

決議年月日	平成21年6月22日
付与対象者の区分及び人数	従業員 4名 子会社の従業員 8名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上(注)4
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上(注)5 (注)8
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(平成22年3月26日定時株主総会決議および平成22年3月26日取締役会決議)(第31回新株予約権)

決議年月日	平成22年3月26日
付与対象者の区分及び人数	取締役 3名 社外取締役 4名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上(注)4
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上(注)5 (注)7
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(平成22年3月26日定時株主総会決議および平成22年3月26日取締役会決議)(第32回新株予約権)

決議年月日	平成22年3月26日
付与対象者の区分及び人数	社外の協力先 2名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上(注)4
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上(注)5 (注)8
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(平成22年3月26日定時株主総会決議および平成22年3月26日取締役会決議)(第33回新株予約権)

決議年月日	平成22年3月26日
付与対象者の区分及び人数	従業員 2名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上(注)4
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上(注)5 (注)8
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注)1. 新株予約権の行使に際して払込をすべき金額を調整すべき場合には、以下の通り、新株予約権の目的たる株式の数を調整する。

$$\text{調整後株式数} = \frac{\text{調整前株式数} \times 1 \text{株あたり調整前払込金額}}{1 \text{株あたり調整後払込金額}}$$

上記の新株予約権の目的たる株式の数の調整は、いずれかの事由が発生した時点で発行または行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われる。また、計算の結果、1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

2. 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる小数点以下3位未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

3. 新株予約権発行後に、当社が時価を下回る価額で新株を発行または自己株式を処分する場合(新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む、以下同じ。)の行使の場合を除く。)、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる小数点以下3位未満の端数は切り上げる。なお、自己株式の処分を行う場合には、次の算式における「新発行株式数」は「処分する自己株式数」、「自己株式数」は「処分前自己株式数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{(\text{既発行株式数} - \text{自己株式数}) + \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{調整前払込金額}}}{(\text{既発行株式数} - \text{自己株式数}) + \text{新発行株式数}}$$

さらに、新株予約権発行後に、当社が合併、会社分割または資本減少を行う場合等、払込金額の調整を必要とするときは、当社は必要と認める払込金額の調整を行う。

4. 新株予約権の行使に際して払込をすべき金額を調整すべき場合には、以下の通り、新株予約権の目的たる株式の数を調整する。

$$\text{調整後株式数} = \frac{\text{調整前株式数} \times 1 \text{株あたり調整前行使価額}}{1 \text{株あたり調整後行使価額}}$$

上記の新株予約権の目的たる株式の数の調整は、いずれかの事由が発生した時点で発行または行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われる。また、計算の結果、1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

5. 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる小数点以下3位未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

6. 新株予約権発行後に、当社が調整前行使価額を下回る価額で新株を発行または自己株式を処分する場合（新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下同じ。）の行使の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる小数点以下3位未満の端数は切り上げる。なお、自己株式の処分を行う場合には、次の算式における「新発行株式数」は「処分する自己株式数」、「自己株式数」は「処分前自己株式数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{(\text{既発行株式数} - \text{自己株式数}) + \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{調整前行使価額}}}{(\text{既発行株式数} - \text{自己株式数}) + \text{新発行株式数}}$$

さらに、新株予約権発行後に、当社が合併、会社分割または資本減少を行う場合等、払込金額の調整を必要とするときは、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。

7. 新株予約権発行後に、当社が時価を下回る価額で新株を発行又は自己株式を処分する場合（新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下同じ。）の行使の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる小数点以下3位未満の端数は切り上げる。なお、自己株式の処分を行う場合には、次の算式における「新発行株式数」は「処分する自己株式数」、「自己株式数」は「処分前自己株式数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{(\text{既発行株式数} \quad \text{自己株式数}) + \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{1 \text{株あたりの時価}}}{(\text{既発行株式数} \quad \text{自己株式数}) + \text{新発行株式数}}$$

さらに、新株予約権発行後に、当社が合併、会社分割又は資本減少を行う場合等、行使価額の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。

8. 新株予約権の割当て後に、当社が普通株式につき時価を下回る価額で新株を発行又は自己株式を処分する場合（新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下同じ。）の行使の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。なお、自己株式の処分を行う場合には、次の算式における「新発行株式数」は「処分する自己株式数」、「自己株式数」は「処分前自己株式数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{(\text{既発行株式数} \quad \text{自己株式数}) + \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{1 \text{株あたりの時価}}}{(\text{既発行株式数} \quad \text{自己株式数}) + \text{新発行株式数}}$$

さらに、新株予約権発行後に、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他行使価額の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は必要と認める行使価額の調整を行うことができる。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号による普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(千円)
当事業年度における取得自己株式	1,500	44
当期間における取得自己株式	-	-

(注) 当期間における取得自己株式には、平成23年3月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(千円)	株式数(株)	処分価額の総額(千円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
保有自己株式数	2,900	-	2,900	-

(注) 当期間における保有自己株式数には、平成23年3月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

3【配当政策】

当社グループは設立以来、利益配当は実施しておりません。また各事業分野における研究開発活動を今後も引き続き実施していく必要があることから、資金の確保を優先する方針であり、当面は配当を予定しておりません。しかし、株主への利益還元は重要な経営課題であると認識しており、今後の経営成績および財政状態を考慮した上で利益配当についても検討していきます。剰余金の配当を行う場合は、年1回期末での配当を考えております。配当の決定機関は株主総会であります。内部留保資金につきましては、主として研究開発費用に有効活用し、さらなる企業価値の向上に努力していく所存であります。

4【株価の推移】

(1)【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期
決算年月	平成19年3月	平成20年3月	平成21年3月	平成21年12月	平成22年12月
最高(円)		158	62	53	35
最低(円)		43	4	6	23

(注) 株価は、東京証券取引所(マザーズ)におけるものであります。

当社株式は、平成19年8月31日から東京証券取引所(マザーズ)に上場されております。それ以前については、該当事項はありません。なお、第9期は、決算期変更により平成21年4月1日から平成21年12月31日までの9ヶ月間となっております。

(2)【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成22年7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高(円)	30	31	35	31	34	34
最低(円)	26	25	26	26	26	27

(注) 株価は、東京証券取引所(マザーズ)におけるものであります。

5【役員の状況】

(1) 取締役の状況

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役 代表執行役 社長	CEO (最高経営 責任者)	イン・ルオ	昭和40年7月16日	平成5年11月 アヴィロン入社 研究員 平成6年11月 クロンテック・ラボラトリーズ インク入社 プロジェクト・リー ダー 平成9年8月 ライジェル・ファーマシューティ カルス入社 シニア・ディレク ター 平成13年5月 Shanghai Genomics, Inc. 設立 董事CEO就任 平成17年6月 当社代表取締役常務COO就任 平成19年10月 当社代表取締役CEO就任 平成20年8月 当社代表取締役社長兼CEO就任 平成21年4月 Shanghai Genomics, Inc. 董事長 兼CEO就任(現任) 平成21年6月 当社取締役代表執行役社長兼CEO 就任(現任) 平成22年11月 GNI-EPS Pharmaceuticals, Inc. 董事長兼CEO就任(現任)	注2	3,665
取締役 代表執行役	COO (最高執行責任 者)	片岡 隆志	昭和11年3月30日	昭和34年4月 三井物産株式会社入社 昭和49年9月 フィリピン・ベトロケミカル・ プロダクツ・インク出向 社長就任 昭和58年12月 イラン ジャパン・ベトロケミカ ル・カンパニー出向 取締役副社長就任 平成2年10月 大日精化工業株式会社米国法人出 向 社長就任 平成11年12月 株式会社スピードグループ 監査役就任 平成17年11月 当社入社 顧問就任 平成17年12月 当社監査役就任 平成20年4月 Shanghai Genomics, Inc. 董事就 任(現任) 平成20年9月 当社最高管理責任者就任 平成21年6月 当社取締役兼代表執行役COO就任 (現任) 平成22年11月 GNI-EPS Pharmaceuticals, Inc. 董事就任(現任)	注2	-
取締役		指輪 英明	昭和33年5月17日	昭和58年4月 大和証券株式会社 営業部 昭和62年10月 クラインオートベンソン証券営業 部, 英国 平成元年8月 ゴールドマンサックス証券営業 部, 米国 平成15年4月 日本コンシェルジュ株式会社設立 代表取締役社長就任(現任) 平成17年10月 日活株式会社 取締役就任 平成18年6月 株式会社JPホールディングス社外 監査役就任(現任) 平成20年6月 当社取締役就任(現任) 平成21年4月 Shanghai Genomics, Inc. 監事就任(現任) 平成22年7月 GIC証券株式会社取締役副社長就 任(現任)	注2	-

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役		ジャン・ホフラック	昭和35年1月24日	昭和63年4月 Marion Merrell Dow Research Laboratories, Research Scientist, フランス 平成8年12月 Astra Structural Chemistry Laboratory, ディレクター, スウェーデン 平成12年1月 Enabling Sciences and Technologies, AstraZeneca, バイスプレジデント, スウェーデン 平成12年7月 Medicinal Chemistry and ADME-Tox, Johnson & Johnson PRD RED Europe, バイスプレジデント, ベルギー 平成20年6月 当社取締役就任(現任) 平成21年1月 Discovery, Oncodesign Biosciences, Dijon, France Chief Scientific Officer バイスプレジデント(現任) R&D and Regulatory Affairs, Landen Pharmachem, Landen, Belgium 取締役(現任)	注2	-
取締役		リウエン・ウ	昭和21年7月21日生	昭和56年8月 北京協和病院神経科 Resident Doctor 昭和60年8月 同病院神経科 Assistant Chief Doctor 平成2年8月 同病院神経科 Associate Chief Doctor 平成8年8月 同病院神経科 Chief Doctor & Professor(現任) 平成13年8月 同病院神経科 Ph.D. Advisor(現任) 平成22年3月 当社取締役就任(現任)	注2	-
取締役		ワンショウ・グオ	昭和34年9月7日生	昭和59年8月 日中友好医院外科 Doctor 昭和61年7月 同医院整形外科 Doctor 平成3年12月 同医院整形外科 Assistant Chief Doctor 平成11年6月 同医院整形外科 Associate Chief Doctor 平成12年2月 同医院整形外科 Vice Chairman(現任) 平成16年9月 同医院整形外科 Chief Doctor, Professor, Graduate Student advisor(現任) 平成20年4月 同医院関節外科 Chairman(現任) 平成22年3月 当社取締役就任(現任)	注2	-
取締役		安川 定之	昭和21年11月30日生	昭和44年4月 三井物産株式会社入社 平成9年6月 同社リスク管理部長 平成10年7月 欧州三井物産兼英国三井物産 Director and CFO 平成14年4月 同社検査役(内部監査) 平成16年12月 三井液化ガス株式会社(現三井丸紅液化ガス株式会社) 監査役就任 平成21年6月 同社検査役(内部監査) 就任 平成23年3月 当社取締役就任(現任)	注2	-
計						3,665

- (注) 1. 取締役指輪英明、ジャン・ホフラック、リウエン・ウ及びワンショウ・グオは、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 取締役の任期は、平成22年12月期に係る定時株主総会の終結の時から平成23年12月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
3. 各委員会の委員については、今後の取締役会にて決定いたします。

(2) 執行役の状況

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
代表執行役社長	CEO	イン・ルオ	昭和40年7月16日	(1)取締役 の状況参照	注	3,665
代表執行役	COO	片岡 隆志	昭和11年3月30日	(1)取締役 の状況参照	注	-
計						3,665

(注) 執行役の任期は、平成22年12月期に係る定時株主総会終結後最初に開催される取締役会の時から平成23年12月期に係る定時株主総会終結後最初に開催される取締役会の終結の時であります。

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、経営の効率化を図るとともに、同時に経営の健全性及び透明性を高めていくことが長期的に企業価値を向上させていくと考えており、それによって、株主をはじめとした多くのステークホルダーとの共存共栄が実現できると考えております。経営の健全性及び透明性を高めるためにコーポレート・ガバナンスを強化していくことが経営上の重要な課題であると認識しております。

会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況等

当社は平成21年6月より委員会設置会社に移行しており、当連結会計年度末において、取締役会は7名の取締役（うち社外取締役4名）及び執行役2名（兼務取締役2名）にて構成しています。各委員（指名委員会、報酬委員会、監査委員会）の委員は3名で、その過半数が社外取締役ににより構成されています。

イ 取締役会の状況

定時取締役会を四半期毎、また必要に応じて随時臨時取締役会を開催し、経営の基本方針、経営上の重要事項の決定、業務施策の進捗状況の確認等、重要な意思決定を行う機関として安定的かつ機動的な運用をしております。取締役会における経営監視機能を充実するため、社外取締役4名は企業経営と医薬事業の経験を有する人材を登用しております。

なお、当社の取締役は8名以内とする旨を定款に定めております。

当社は取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めております。また、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨定款に定められております。

ロ 監査委員会

監査委員会は規定上は四半期毎ですが、必要に応じてほぼ毎月開催されております。当連結会計年度末において、取締役1名と社外取締役2名で構成され、取締役会に必ず出席し、取締役会の運用状況を監査しております。また、必要に応じて監査委員間による協議を実施しております。

監査委員は決裁書類の閲覧を随時行っているほか、全部署の業務の計画的な監査を実施しております。

ハ 経営会議

取締役兼オフィサーおよびアドバイザーにより、毎月1回以上経営会議を開催しております。経営会議においては、経営上の重要事項や業務施策の進捗状況について、迅速な審議と意思疎通を行う体制としております。指揮命令系統はオフィサーを責任者として成り立っており、各部門は機能に基づき各部の管理職を通じ統制を行っております。具体的にはCEOが経営全般、研究開発担当部門、COOが業務全般をそれぞれ統括しております。

ニ 内部統制システムの整備の状況及び内部監査

当社の内部統制システムは取締役会で承認された社内規程に従い、組織ごとの分掌業務の明確化及び権限の委譲が図られ、整備・運営されております。

内部監査は、取締役会が選定する内部監査人が行ない、全部署を対象に業務の適正な運営、改善、能率の増進を図ると共に、財産を保全し、不正過誤を予防しております。

ホ 会計監査人その他第三者の状況

当社は現在、明誠監査法人による金融商品取引法に基づく監査を受けております。当社は会計監査人より是正勧告や改善提案等の指摘を受けた場合、これら指摘事項に関する是正改善を速やかに実施しております。また当社は必要に応じて、弁護士等の外部専門家に重要な法的判断等の照会を実施し、これら専門家の見解を踏まえた検討を実施しております。

へ 内部監査担当者と監査委員会及び会計監査人の連携

当社では、内部監査担当者と監査委員、会計監査人が監査の有効性と効率性を高めるため、適宜情報交換を行っております。特に内部監査担当者及び監査委員は、日常的な連携を行い、監査の継続的な改善を図っております。

当社と社外取締役の人的関係、資本関係又は取引関係その他の利害関係の概要

社外取締役は当社株式を保有しておりません。なお、当社と社外取締役との間の取引関係その他の利害関係はありません。

役員報酬の内容

第10期における取締役、ならびに執行役の年間報酬の総額は95,418千円であり、その内訳は下記のとおりです。

社外役員 (5名) 18,891千円

取締役(社外取締役を除く) (3名) 76,527千円

(注) 1. 執行役兼取締役(2名)の報酬等については、取締役欄に含めて記載されております。支給額には、ストックオプションとして付与した新株予約権に係る当事業年度中の費用計上額60,219千円(うち社外取締役11,492千円)を含んでおります。

2. 社外取締役 リチャード・パーキンソンは、平成22年3月26日開催の第9期定時株主総会の終結の時をもって退任いたしました。

< 取締役及び執行役の報酬の額の決定に関する方針 >

1 方針の決定方法

当社は、委員会設置会社に関する会社法の規定により、報酬委員会が取締役及び執行役の個人報酬等の額の決定に関する方針を定めております。

2 方針の概要

イ 取締役及び執行役に共通する事項

他社の支給水準を勘案の上、当社役員に求められる職務及び責任に見合った報酬の水準を設定します。

ロ 取締役

取締役の報酬は、年俸からなります。

・年俸は、常勤・非常勤ごとの基本報酬に対して、役職を反映した加算を行って決定します。

ハ 執行役

執行役は取締役より選任され、執行役としての報酬は支給しません。

ニ その他の事項

・取締役の報酬は、平成18年6月20日開催の当社第5回定時株主総会において承認された年間総額2億円以内(ただし、使用人兼取締役の使用人給与を含まない。)とします。

・これらの報酬のほか、当社企業価値の向上に向けたインセンティブとして、必要に応じてストックオプションを付与します。

会計監査の内容

当社の会計監査業務を執行した会計監査人は明誠監査法人であり、公認会計士の氏名、監査業務に係る補助者の構成については、下記の通りとなります。

業務を執行した公認会計士の氏名：高尾 秀四郎、市原 豊、淵上 敦至

会計監査業務に係る補助者の構成：公認会計士 1名、その他 8名

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。

責任限定契約

イ 取締役

当社は、職務の遂行にあたり、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者も含む）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる旨を定款に定めております。

ロ 社外取締役

当社と各社外取締役は、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、善意でかつ重大な過失がない場合、金10万円以上であらかじめ定める金額又は法令が定める額のいずれか高い額となります。

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	15,000		15,000	
連結子会社				
計	15,000		15,000	

【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

【監査報酬の決定方針】

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針は、監査公認会計士等としての経歴、監査の品質や監査に要する人員と時間等を総合考慮の上、決定しております。

第5【経理の状況】

1．連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号、以下「連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前連結会計年度(平成21年4月1日から平成21年12月31日まで)は、改正前の連結財務諸表規則に基づき、当連結会計年度(平成22年1月1日から平成22年12月31日まで)は、改正後の連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前事業年度(平成21年4月1日から平成21年12月31日まで)は、改正前の財務諸表等規則に基づき、当事業年度(平成22年1月1日から平成22年12月31日まで)は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前連結会計年度(平成21年4月1日から平成21年12月31日まで)及び前事業年度(平成21年4月1日から平成21年12月31日まで)並びに当連結会計年度(平成22年1月1日から平成22年12月31日まで)及び当事業年度(平成22年1月1日から平成22年12月31日まで)の連結財務諸表及び財務諸表について、明誠監査法人の監査を受けております。

3．決算期変更について

平成21年6月17日開催の第8期定時株主総会における定款一部変更の決議により、決算期を3月31日から12月31日に変更いたしました。

これに伴い、前連結会計年度及び前事業年度は平成21年4月1日から平成21年12月31日までの9ヶ月間となっております。

1【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成21年12月31日)	当連結会計年度 (平成22年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	466,773	554,894
売掛金	51,898	132,149
たな卸資産	42,515 ¹	34,133 ¹
その他	23,935	47,175
貸倒引当金	2,542	1,077
流動資産合計	582,580	767,276
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備	55,452	50,704
減価償却累計額	53,970	49,808
建物附属設備(純額)	1,481	895
機械及び装置	86,379	80,439
減価償却累計額	41,958	46,810
機械及び装置(純額)	44,421	33,628
工具、器具及び備品	97,691	92,660
減価償却累計額	78,485	84,952
工具、器具及び備品(純額)	19,206	7,707
有形固定資産合計	65,108	42,231
無形固定資産		
のれん	241,105	141,106
ソフトウェア	1,721	627
その他	10,868	9,179
無形固定資産合計	253,695	150,913
投資その他の資産		
出資金	17,895	-
その他	1,098	1,398
投資その他の資産合計	18,993	1,398
固定資産合計	337,796	194,543
資産合計	920,377	961,819
負債の部		
流動負債		
買掛金	16,872	12,240
未払金	3,314	10,274
未払費用	7,358	5,502
未払法人税等	1,674	3,081
その他	11,050	14,823
流動負債合計	40,270	45,922
負債合計	40,270	45,922

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成21年12月31日)	当連結会計年度 (平成22年12月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,965,064	3,079,924
資本剰余金	2,925,064	3,039,924
利益剰余金	5,026,557	5,284,645
自己株式	82	126
株主資本合計	863,490	835,076
評価・換算差額等		
為替換算調整勘定	22,828	42,059
評価・換算差額等合計	22,828	42,059
新株予約権	39,444	122,879
純資産合計	880,106	915,896
負債純資産合計	920,377	961,819

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日)
売上高	81,837	272,876
売上原価	¹ 78,871	¹ 61,865
売上総利益	2,966	211,011
販売費及び一般管理費	^{2, 3} 445,920	^{2, 3} 480,038
営業損失()	442,954	269,027
営業外収益		
受取利息	1,122	858
為替差益	3,357	4,824
補助金収入	3,318	2,933
その他	2,300	227
営業外収益合計	10,098	8,843
営業外費用		
支払利息	704	-
株式交付費	5,449	2,895
その他	23	48
営業外費用合計	6,178	2,944
経常損失()	439,033	263,128
特別利益		
貸倒引当金戻入額	-	1,301
新株予約権戻入益	414	52
固定資産売却益	⁵ 5,807	-
出資金売却益	-	⁴ 7,013
特別利益合計	6,222	8,367
特別損失		
減損損失	-	⁷ 2,117
事業再編損	⁶ 35,695	-
その他	2,345	-
特別損失合計	38,041	2,117
税金等調整前当期純損失()	470,852	256,878
法人税、住民税及び事業税	907	1,210
当期純損失()	471,760	258,088

【連結株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	2,858,258	2,965,064
当期変動額		
新株の発行	106,806	114,859
当期変動額合計	106,806	114,859
当期末残高	2,965,064	3,079,924
資本剰余金		
前期末残高	2,818,258	2,925,064
当期変動額		
新株の発行	106,806	114,859
当期変動額合計	106,806	114,859
当期末残高	2,925,064	3,039,924
利益剰余金		
前期末残高	4,554,796	5,026,557
当期変動額		
当期純損失()	471,760	258,088
当期変動額合計	471,760	258,088
当期末残高	5,026,557	5,284,645
自己株式		
前期末残高	82	82
当期変動額		
自己株式の取得	-	44
当期変動額合計	-	44
当期末残高	82	126
株主資本合計		
前期末残高	1,121,638	863,490
当期変動額		
新株の発行	213,612	229,719
当期純損失()	471,760	258,088
自己株式の取得	-	44
当期変動額合計	258,147	28,413
当期末残高	863,490	835,076
評価・換算差額等		
為替換算調整勘定		
前期末残高	263	22,828
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	23,091	19,231
当期変動額合計	23,091	19,231
当期末残高	22,828	42,059

	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日)
新株予約権		
前期末残高	1,575	39,444
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	37,869	83,434
当期変動額合計	37,869	83,434
当期末残高	39,444	122,879
純資産合計		
前期末残高	1,123,476	880,106
当期変動額		
新株の発行	213,612	229,719
当期純損失()	471,760	258,088
自己株式の取得	-	44
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	14,777	64,203
当期変動額合計	243,369	35,789
当期末残高	880,106	915,896

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年 1月 1日 至 平成22年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純損失()	470,852	256,878
減価償却費	22,879	21,005
のれん償却額	118,572	99,998
株式報酬費用	37,765	84,006
受取利息	1,122	858
支払利息	704	-
為替差損益(は益)	2,657	4,156
事業再編損失	35,695	-
減損損失	-	2,117
出資金売却益	-	7,013
株式交付費	5,449	2,895
貸倒損失	4,346	-
固定資産売却損益(は益)	5,807	-
売上債権の増減額(は増加)	50,427	83,247
たな卸資産の増減額(は増加)	32,756	4,970
仕入債務の増減額(は減少)	3,334	3,641
その他の流動資産の増減額(は増加)	17,193	987
その他の流動負債の増減額(は減少)	55,178	13,509
その他	466	2,574
小計	208,314	130,855
利息の受取額	1,132	690
利息の支払額	691	-
事業再編による支出	7,293	-
法人税等の還付額	458	15
法人税等の支払額	1,876	395
営業活動によるキャッシュ・フロー	216,583	130,543
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の払戻による収入	-	38,911
有形固定資産の取得による支出	-	1,498
有形固定資産の売却による収入	18,515	-
差入保証金の差入による支出	-	300
差入保証金の回収による収入	19,900	-
投資活動によるキャッシュ・フロー	38,416	37,113
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入金の返済による支出	41,480	-
株式の発行による収入	207,781	226,304
自己株式の取得による支出	-	44
その他	900	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	167,201	226,260
現金及び現金同等物に係る換算差額	13,144	4,117
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	24,109	128,712
現金及び現金同等物の期首残高	450,292	426,182
現金及び現金同等物の期末残高	426,182	554,894

【連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

項目	前連結会計年度 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当連結会計年度 (自平成22年1月1日 至平成22年12月31日)
1 連結の範囲に関する事項	<p>すべての子会社を連結しております。</p> <p>連結子会社の数 1社 連結子会社の名称 Shanghai Genomics, Inc.</p>	<p>すべての子会社を連結しております。</p> <p>連結子会社の数 2社 連結子会社の名称 Shanghai Genomics, Inc. GNI-EPS Pharmaceuticals, Inc. 上記のGNI-EPS Pharmaceuticals, Inc.は、当連結会計年度において新たに設立したため、連結の範囲に含めております。</p>
2 持分法の適用に関する事項	<p>非連結子会社及び関連会社がないため該当事項はありません。</p>	<p>同左</p>
3 連結子会社の事業年度等に関する事項	<p>Shanghai Genomics, Inc.の決算日は12月31日であり、連結決算日と一致しております。提出会社は平成21年6月17日開催の第8期定時株主総会において、決算期を従来の3月31日から12月31日とする定款の一部変更を行いました。従って当連結会計年度は平成21年4月1日から平成21年12月31日までの9か月決算となっております。</p>	<p>連結子会社の決算日は、12月31日であり連結決算日と一致しております。</p>
4 会計処理基準に関する事項 (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法	<p>たな卸資産 原材料・商品 当社は、先入先出法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価の切下げの方法により算定）を採用しております。 Shanghai Genomics, Inc.は移動平均法による低価法を採用しております。</p> <p>製品・貯蔵品 Shanghai Genomics, Inc.は移動平均法による低価法を採用しております。 仕掛品 Shanghai Genomics, Inc.は個別法による原価法を採用しております。</p>	<p>たな卸資産 商品・製品・原材料・貯蔵品 Shanghai Genomics, Inc.は移動平均法による低価法を採用しております。</p> <p>仕掛品 Shanghai Genomics, Inc.は個別法による原価法を採用しております。</p>

項目	前連結会計年度 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当連結会計年度 (自平成22年1月1日 至平成22年12月31日)
(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法	<p>(イ) 有形固定資産 当社は定率法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 工具、器具及び備品 3～6年 Shanghai Genomics, Inc. は定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物附属設備 3～5年 機械及び装置 5～10年 工具、器具及び備品 5年</p> <p>(ロ) 無形固定資産 当社及び連結子会社は定額法を採用しております。当社は、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。 Shanghai Genomics, Inc. は自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(2年)に基づいております。</p>	<p>(イ) 有形固定資産 同左</p> <p>(ロ) 無形固定資産 同左</p>
(3) 重要な引当金の計上基準	<p>貸倒引当金 Shanghai Genomics, Inc. は、売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等、特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p>	<p>貸倒引当金 同左</p>
(4) 重要な繰延資産の処理方法	<p>株式交付費 支出時に全額費用処理しております。</p>	<p>株式交付費 同左</p>
(5) その他連結財務諸表作成のための重要な事項	<p>(イ) 消費税等の会計処理 税抜方式によっております。</p> <p>(ロ) 在外子会社の会計処理基準 Shanghai Genomics, Inc. の採用する会計基準は、現地において一般に公正妥当と認められている会計処理基準に従っております。</p>	<p>同左</p>
5 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項	<p>連結子会社の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。</p>	<p>同左</p>
6 のれん及び負ののれんの償却に関する事項	<p>のれんの償却については、5年間の均等償却を行っております。</p>	<p>同左</p>
7 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	<p>手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。</p>	<p>同左</p>

【表示方法の変更】

前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日)
<p>(連結キャッシュ・フロー計算書)</p> <p>前連結会計期間において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めて表示しておりました「株式報酬費用」は重要性が増加したため、当連結会計期間では区分掲記することとしました。なお、前連結会計期間の「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含まれる「株式報酬費用」は1,575千円であります。</p>	

【注記事項】

(連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成21年12月31日)	当連結会計年度 (平成22年12月31日)												
<p>1 たな卸資産の内訳は次のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>商品及び製品</td> <td>15,240千円</td> </tr> <tr> <td>仕掛品</td> <td>8,760千円</td> </tr> <tr> <td>原材料及び貯蔵品</td> <td>18,514千円</td> </tr> </table>	商品及び製品	15,240千円	仕掛品	8,760千円	原材料及び貯蔵品	18,514千円	<p>1 たな卸資産の内訳は次のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>商品及び製品</td> <td>10,386千円</td> </tr> <tr> <td>仕掛品</td> <td>4,971千円</td> </tr> <tr> <td>原材料及び貯蔵品</td> <td>18,775千円</td> </tr> </table>	商品及び製品	10,386千円	仕掛品	4,971千円	原材料及び貯蔵品	18,775千円
商品及び製品	15,240千円												
仕掛品	8,760千円												
原材料及び貯蔵品	18,514千円												
商品及び製品	10,386千円												
仕掛品	4,971千円												
原材料及び貯蔵品	18,775千円												

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年 1月 1日 至 平成22年12月31日)																																				
<p>1 期末たな卸高は収益性の低下に伴う簿価切下後の金額であり、次のたな卸資産評価損が売上原価に含まれております。 5,565千円</p> <p>2 販売費及び一般管理費のうち主な費用及び金額は次のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>のれん償却額</td> <td>118,572千円</td> </tr> <tr> <td>貸倒引当金繰入額</td> <td>2,572千円</td> </tr> <tr> <td>試験研究費</td> <td>87,275千円</td> </tr> </table> <p>3 研究開発費の総額 一般管理費に含まれる研究開発費 87,275千円</p> <p>5 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>機械及び装置</td> <td>5,807千円</td> </tr> </table> <p>6 事業再編損の主な内訳</p> <table> <tr> <td>割増退職金</td> <td>7,293千円</td> </tr> <tr> <td>棚卸資産評価減</td> <td>26,247千円</td> </tr> <tr> <td>減損損失</td> <td>2,154千円</td> </tr> </table> <p>7 減損損失 当社グループは、当連結会計年度において、事業再編により遊休化した以下の固定資産について減損損失を計上し、事業再編損に含めて表示しております。</p> <p>(1) 減損損失を認識した主な資産</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>場所</th> <th>用途</th> <th>種類</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上海</td> <td>遊休資産</td> <td>製造設備</td> <td>2,154千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 資産のグルーピングの方法 原則として事業の種類別セグメント単位(単一)とし、遊休資産について個別物件単位でグルーピングしております。</p> <p>(3) 減損損失の認識に至った経緯 平成21年 1月23日開催の取締役会において、連結子会社であるShanghai Genomics, Inc.の組織再編を決議しております。それに伴い遊休化する固定資産に対し、減損損失を計上いたしました。</p> <p>(4) 回収可能額の算定方法 上記資産については、回収可能性が認められないため帳簿価額を全額減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。</p>	のれん償却額	118,572千円	貸倒引当金繰入額	2,572千円	試験研究費	87,275千円	機械及び装置	5,807千円	割増退職金	7,293千円	棚卸資産評価減	26,247千円	減損損失	2,154千円	場所	用途	種類	金額	上海	遊休資産	製造設備	2,154千円	<p>1 期末たな卸高は収益性の低下に伴う簿価切下後の金額であり、次のたな卸資産評価損が売上原価に含まれております。 8,201千円</p> <p>2 販売費及び一般管理費のうち主な費用及び金額は次のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>のれん償却額</td> <td>99,998千円</td> </tr> <tr> <td>株式報酬費用</td> <td>84,006千円</td> </tr> <tr> <td>試験研究費</td> <td>81,836千円</td> </tr> </table> <p>3 研究開発費の総額 一般管理費に含まれる研究開発費 81,836千円</p> <p>4 出資金売却益 Beijing Continent Pharmaceutical Co., Ltd.への投資による持分を売却したことに伴い、売却益を7,013千円計上しております。</p> <p>7 減損損失 当社グループは、当連結会計年度において、事業再編により遊休化した以下の固定資産について減損損失を計上しております。</p> <p>(1) 減損損失を認識した主な資産</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>場所</th> <th>用途</th> <th>種類</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東京</td> <td>遊休資産</td> <td>工具、器具及び備品</td> <td>2,117千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 資産のグルーピングの方法 原則として事業の種類別セグメント単位(単一)とし、遊休資産について個別物件単位でグルーピングしております。</p> <p>(3) 減損損失の認識に至った経緯 遊休状態にあり今後使用目処が立っていない固定資産に対し、回収可能性が認められないと判断し、減損損失を計上いたしました。</p> <p>(4) 回収可能額の算定方法 当該資産の回収可能価額は、正味売却価額により測定し、その正味売却価額はないものとして算定しております。</p>	のれん償却額	99,998千円	株式報酬費用	84,006千円	試験研究費	81,836千円	場所	用途	種類	金額	東京	遊休資産	工具、器具及び備品	2,117千円
のれん償却額	118,572千円																																				
貸倒引当金繰入額	2,572千円																																				
試験研究費	87,275千円																																				
機械及び装置	5,807千円																																				
割増退職金	7,293千円																																				
棚卸資産評価減	26,247千円																																				
減損損失	2,154千円																																				
場所	用途	種類	金額																																		
上海	遊休資産	製造設備	2,154千円																																		
のれん償却額	99,998千円																																				
株式報酬費用	84,006千円																																				
試験研究費	81,836千円																																				
場所	用途	種類	金額																																		
東京	遊休資産	工具、器具及び備品	2,117千円																																		

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自平成21年4月1日至平成21年12月31日)

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	74,068,831	7,064,000		81,132,831

(変動事由の概要)

普通株式の当期増加は、平成21年12月7日付で第三者割当増資を行ったことによります。

2 自己株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	1,400			1,400

3 新株予約権に関する事項

会社名	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(千株)				当連結会計年度末残高(千円)
			前連結会計年度末	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社	第1回	普通株式	500			500	
	第5回プランB	普通株式	5			5	
	第5回プランF(注3)	普通株式	400		306	94	
	第6回プランA(注3)	普通株式	2,000		2,000		
	第6回プランB(注3)	普通株式	20		20		
	第6回プランC	普通株式	20			20	
	第6回プランD(注3)	普通株式	594		94	500	
	第6回プランE(注3)	普通株式	162		150	12	
	第7回(注3)	普通株式	20		20		
	第12回(注3)	普通株式	5		5		
	第15回	普通株式	4			4	
	第16回(注3)	普通株式	5		5		
	第17回(注3)	普通株式	10		10		
	第20回(注3)	普通株式	14		10	4	
	第21回(注3)	普通株式	17		17		
	第23回(注3)	普通株式	12		12		
	第24回(注1,3)	普通株式	360		80	280	2,351
	第25回	普通株式	30			30	158
	第26回	普通株式	50			50	398
	第27回(注1,2)	普通株式		2,780		2,780	22,385
第28回(注1,2)	普通株式		490		490	7,891	
第29回(注1,2)	普通株式		610		610	5,740	
第30回(注2,4)	普通株式		15,000	6,350	8,650	519	
合計			4,228	18,880	9,079	14,029	39,444

- (注) 1. 権利行使期間の初日が到来していません。
 2. 増加は新株予約権発行によるものであります。
 3. 減少は契約による失効に伴うものであります。
 4. 減少は行使に伴うものであります。

当連結会計年度（自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日）

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式（株）	81,132,831	8,650,000		89,782,831

（変動事由の概要）

普通株式の当期増加は、新株予約権の行使によります。

2 自己株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式（株）	1,400	1,500		2,900

（変動事由の概要）

増加の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取による増加 1,500株

3 新株予約権に関する事項

会社名	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数 (千株)			当連結会計年度末残高 (千円)	
			前連結会計年度末	増加	減少		
提出会社	第1回	普通株式	500			500	
	第5回プランB	普通株式	5			5	
	第5回プランF(注3)	普通株式	94		21	73	
	第6回プランC(注3)	普通株式	20		20		
	第6回プランD	普通株式	500			500	
	第6回プランE	普通株式	12			12	
	第15回	普通株式	4			4	
	第20回(注3)	普通株式	4		2	2	
	第24回	普通株式	280			280	3,458
	第25回	普通株式	30			30	158
	第26回	普通株式	50			50	398
	第27回(注1)	普通株式	2,780			2,780	67,157
	第28回	普通株式	490			490	15,782
	第29回(注3)	普通株式	610		10	600	14,234
	第30回(注4)	普通株式	8,650		8,650		
	第31回(注1, 2)	普通株式		1,540		1,540	16,747
第32回(注1, 2)	普通株式		200		200	4,199	
第33回(注1, 2)	普通株式		60		60	741	
合計			14,029	1,800	8,703	7,126	122,879

- (注) 1. 権利行使期間の初日が到来しておりません。
2. 増加は新株予約権発行によるものであります。
3. 減少は契約による失効に伴うものであります。
4. 減少は行使に伴うものであります。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日)
1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表 に掲記されている科目の金額との関係 (平成21年12月31日現在) (千円)	1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表 に掲記されている科目の金額との関係 (平成22年12月31日現在) (千円)
現金及び預金勘定 466,773	現金及び預金勘定 554,894
預入期間が3ヶ月を超える定期預金 40,591	預入期間が3ヶ月を超える定期預金
現金及び現金同等物 426,182	現金及び現金同等物 554,894

(金融商品関係)

当連結会計年度(自平成22年1月1日 至 平成22年12月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、必要資金を自己資金で賄っております。一時的な余剰資金は安全性の高い金融資産で運用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、取引先の信用リスクに晒されております。当該リスクについては、当社の社内規程に則り、取引先毎の債権期日管理及び残高管理等を行っております。

営業債務である買掛金及び未払金は、1年以内の支払期日であります。

なお、外貨建て営業債権債務は、為替リスクに晒されておりますが、当該リスクは僅少であります。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成22年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額(千円)	時価(千円)	差額(千円)
現金及び預金	554,894	554,894	
売掛金	132,149	132,149	
資産計	687,044	687,044	
買掛金	12,240	12,240	
未払金	10,274	10,274	
負債計	22,515	22,515	

(注) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

現金及び預金、売掛金、買掛金及び未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(追加情報)

当連結会計年度より、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 平成20年3月10日)及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日)を適用しております。

(ストック・オプション等関係)

前連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)

1. 当連結会計年度における費用計上額及び科目名

販売費及び一般管理費（株式報酬費用） 37,765千円

新株予約権戻入益 414千円

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	第1回新株予約権	第5回新株予約権プランB	第5回新株予約権プランF
付与対象者の区分及び数	取締役 1名	社外の協力先 1名	子会社の従業員 12名 社外の協力先 16名
株式の種類及び付与数	普通株式 500,000株	普通株式 5,000株	普通株式 94,000株
付与日	平成15年6月19日	平成16年7月12日	平成17年6月13日
権利確定条件	<p>権利行使時においても当社、当社の子会社または当社の関係会社（Gene Networks, Inc.を含む。）の取締役または従業員の地位にあることを要するものとする。但し、当該地位を失った後も3ヶ月（身体または精神の障害により当該地位を失った場合には1年間）に限り、当該地位を失った時点で権利行使可能となっている新株予約権を行使することができる。</p> <p>その他の権利の行使の条件は、本総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。</p>	<p>1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。</p> <p>()当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、もしくは当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき（ただし、存続会社または当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除く）、()当社の全てもしくは実質的に全ての資産が売却されるとき、または()当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときは、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当を受けた新株予約権のうち未行使のものすべてを行使することができる。</p> <p>その他の権利の行使の条件は、新株予約権発行の株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。</p>	<p>1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。</p> <p>()当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、もしくは当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき（ただし、存続会社または当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除く）、()当社の全てもしくは実質的に全ての資産が売却されるとき、または()当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときは、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当を受けた新株予約権のうち未行使のものすべてを行使することができる。</p> <p>その他の権利の行使の条件は、新株予約権発行の株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。</p>
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成17年6月20日 至 平成24年3月19日	自 平成17年7月1日 至 平成26年6月29日	優遇税制適用の場合 自 平成19年6月28日 至 平成26年6月29日 優遇税制適用外の場合 自 平成18年6月28日 至 平成26年6月29日

	第6回新株予約権プランC	第6回新株予約権プランD	第6回新株予約権プランE
付与対象者の区分及び数	従業員 1名	社外の協力先 1社	社外の協力先 2名
株式の種類及び付与数	普通株式 20,000株	普通株式 500,000株	普通株式 12,000株
付与日	平成17年11月21日	平成18年1月20日	平成18年4月19日
権利確定条件	<p>1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。</p> <p>()当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、もしくは当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき(ただし、存続会社または当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除く)、()当社の全てもしくは実質的に全ての資産が売却される時、または()当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときには、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当を受けた新株予約権のうち未行使のものすべてを行使することができる。</p> <p>その他の権利の行使の条件は、新株予約権発行の株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。</p>	<p>1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。</p> <p>()当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、もしくは当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき(ただし、存続会社または当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除く)、()当社の全てもしくは実質的に全ての資産が売却される時、または()当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときには、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当を受けた新株予約権のうち未行使のものすべてを行使することができる。</p> <p>その他の権利の行使の条件は、新株予約権発行の株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。</p>	<p>1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。</p> <p>()当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、もしくは当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき(ただし、存続会社または当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除く)、()当社の全てもしくは実質的に全ての資産が売却される時、または()当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときには、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当を受けた新株予約権のうち未行使のものすべてを行使することができる。</p> <p>その他の権利の行使の条件は、新株予約権発行の株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。</p>
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成19年11月22日 至 平成27年6月30日	優遇税制適用外の場合 自 平成19年1月21日 至 平成27年6月30日	優遇税制適用外の場合 自 平成19年4月20日 至 平成27年6月30日

	第15回新株予約権	第20回新株予約権	第24回新株予約権
付与対象者の区分及び数	子会社の従業員 1名	子会社の従業員 2名	社外取締役 3名 監査役 4名
株式の種類及び付与数	普通株式 4,000株	普通株式 4,000株	普通株式 280,000株
付与日	平成18年8月14日	平成19年3月13日	平成20年8月6日
権利確定条件	<p>新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても当社の従業員、当社の子会社若しくは関係会社の取締役、監査役若しくは従業員の地位(以下「行使資格」という。)にあることを要し、その行使資格を失った場合には、新株予約権を行使することはできない。</p> <p>その他の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるところによる。</p>	<p>新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても当社の従業員、当社の子会社若しくは関係会社の取締役、監査役若しくは従業員の地位(以下「行使資格」という。)にあることを要し、その行使資格を失った場合には、新株予約権を行使することはできない。</p> <p>その他の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるところによる。</p>	<p>新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても当社の従業員、当社の子会社若しくは関係会社の取締役、監査役若しくは従業員の地位(以下「行使資格」という。)にあることを要し、その行使資格を失った場合には、新株予約権を行使することはできない。</p> <p>その他の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるところによる。</p>
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成20年8月15日 至 平成28年6月20日	自 平成21年3月14日 至 平成28年6月20日	自 平成22年8月7日 至 平成30年8月6日

	第25回新株予約権	第26回新株予約権	第27回新株予約権
付与対象者の区分及び数	社外の協力先 1名	社外の協力先 1名	取締役 3名 社外取締役 3名
株式の種類及び付与数	普通株式 30,000株	普通株式 50,000株	普通株式 2,780,000株
付与日	平成20年12月4日	平成21年1月5日	平成21年7月7日
権利確定条件	<p>新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても当社の取引先、コンサルタント等の当社協力先の地位(以下「行使資格」という。)にあることを要し、その行使資格を失った場合には、新株予約権を行使することはできない。</p> <p>その他の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるところによる。</p>	<p>新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても当社の取引先、コンサルタント等の当社協力先の地位(以下「行使資格」という。)にあることを要し、その行使資格を失った場合には、新株予約権を行使することはできない。</p> <p>その他の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるところによる。</p>	<p>新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても当社の取締役、若しくは従業員、当社の子会社若しくは関係会社の取締役、監査役若しくは従業員の地位(以下「行使資格」という。)にあることを要し、その行使資格を失った場合には、新株予約権を行使することはできない。</p> <p>その他の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるところによる。</p>
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成21年11月21日 至 平成30年11月20日	自 平成21年12月20日 至 平成30年12月19日	自 平成23年6月23日 至 平成31年6月22日

	第28回新株予約権	第29回新株予約権
付与対象者の区分及び数	社外の協力先 5名	従業員 4名 子会社の従業員 8名
株式の種類及び付与数	普通株式 490,000株	普通株式 610,000株
付与日	平成21年7月7日	平成21年7月7日
権利確定条件	<p>新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても当社の取引先、コンサルタント等の当社協力先の地位(以下「行使資格」という。)にあることを要し、その行使資格を失った場合には、新株予約権を行使することはできない。</p> <p>その他の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるところによる。</p>	<p>新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員であることを要し、その行使資格を失った場合には、新株予約権を行使することはできない。</p> <p>その他の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。</p>
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成22年6月23日 至 平成31年6月22日	自 平成22年6月23日 至 平成31年6月22日

(2) ストック・オプションの規模及び変動状況

当連結会計年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

会社名	提出会社					
	第1回 新株予約権	第5回新株予 約権プランB	第5回新株予 約権プランF	第6回新株予 約権プランA	第6回新株予 約権プランB	第6回新株予 約権プランC
決議年月日	平成15年 6月19日	平成16年 7月12日	平成17年 6月13日	平成17年 7月28日	平成17年 10月20日	平成17年 11月21日
権利確定前						
期首(株)	-	-	-	-	-	-
付与(株)	-	-	-	-	-	-
失効(株)	-	-	-	-	-	-
権利確定(株)	-	-	-	-	-	-
未確定残(株)	-	-	-	-	-	-
権利確定後						
期首(株)	500,000	5,000	400,000	2,000,000	20,000	20,000
権利確定(株)	-	-	-	-	-	-
権利行使(株)	-	-	-	-	-	-
失効(株)	-	-	306,000	2,000,000	20,000	-
未行使残(株)	500,000	5,000	94,000	-	-	20,000

会社名	提出会社					
	第6回新株予 約権プランD	第6回新株予 約権プランE	第7回 新株予約権	第12回 新株予約権	第15回 新株予約権	第16回 新株予約権
決議年月日	平成18年 1月20日	平成18年 4月19日	平成18年 6月20日	平成18年 8月14日	平成18年 8月14日	平成18年 8月14日
権利確定前						
期首(株)	-	-	-	-	-	-
付与(株)	-	-	-	-	-	-
失効(株)	-	-	-	-	-	-
権利確定(株)	-	-	-	-	-	-
未確定残(株)	-	-	-	-	-	-
権利確定後						
期首(株)	594,000	162,000	20,000	5,000	4,000	5,000
権利確定(株)	-	-	-	-	-	-
権利行使(株)	-	-	-	-	-	-
失効(株)	94,000	150,000	20,000	5,000	-	5,000
未行使残(株)	500,000	12,000	-	-	4,000	-

会社名	提出会社					
	第17回 新株予約権	第20回 新株予約権	第21回 新株予約権	第23回 新株予約権	第24回 新株予約権	第25回 新株予約権
決議年月日	平成18年 8月14日	平成19年 3月13日	平成19年 4月13日	平成19年 5月14日	平成20年 7月22日	平成20年 11月20日
権利確定前						
期首(株)	-	-	-	-	360,000	30,000
付与(株)	-	-	-	-	-	-
失効(株)	-	-	-	-	80,000	-
権利確定(株)	-	-	-	-	-	30,000
未確定残(株)	-	-	-	-	280,000	-
権利確定後						
期首(株)	10,000	14,000	17,000	12,000	-	-
権利確定(株)	-	-	-	-	-	30,000
権利行使(株)	-	-	-	-	-	-
失効(株)	10,000	10,000	17,000	12,000	-	-
未行使残(株)	-	4,000	-	-	-	30,000

会社名	提出会社			
	第26回 新株予約権	第27回 新株予約権	第28回 新株予約権	第29回 新株予約権
決議年月日	平成20年 12月19日	平成21年 6月22日	平成21年 6月22日	平成21年 6月22日
権利確定前				
期首(株)	50,000	-	-	-
付与(株)	-	2,780,000	490,000	610,000
失効(株)	-	-	-	-
権利確定(株)	50,000	-	-	-
未確定残(株)	-	2,780,000	490,000	610,000
権利確定後				
期首(株)	-	-	-	-
権利確定(株)	50,000	-	-	-
権利行使(株)	-	-	-	-
失効(株)	-	-	-	-
未行使残(株)	50,000	-	-	-

単価情報

会社名	提出会社					
回次	第1回 新株予約権	第5回新株予 約権プランB	第5回新株予 約権プランF	第6回新株予 約権プランA	第6回新株予 約権プランB	第6回新株予 約権プランC
決議年月日	平成15年 6月19日	平成16年 7月12日	平成17年 6月13日	平成17年 7月28日	平成17年 10月20日	平成17年 11月21日
権利行使価格(円)	4.732	55	110	110	110	110
行使時平均株価(円)	-	-	-	-	-	-
付与日における公正な 評価単価(円)	(注1)	(注1)	(注1)	(注1)	(注1)	(注1)

会社名	提出会社					
回次	第6回新株予 約権プランD	第6回新株予 約権プランE	第7回 新株予約権	第12回 新株予約権	第15回 新株予約権	第16回 新株予約権
決議年月日	平成18年 1月20日	平成18年 4月19日	平成18年 6月20日	平成18年 8月14日	平成18年 8月14日	平成18年 8月14日
権利行使価格(円)	140	140	140	140	140	140
行使時平均株価(円)	-	-	-	-	-	-
付与日における公正な 評価単価(円)	(注1)	(注1)	(注1)	(注1)	(注2)	(注2)

会社名	提出会社					
回次	第17回 新株予約権	第20回 新株予約権	第21回 新株予約権	第23回 新株予約権	第24回 新株予約権	第25回 新株予約権
決議年月日	平成18年 8月14日	平成19年 3月13日	平成19年 4月13日	平成19年 5月14日	平成20年 7月22日	平成20年 11月20日
権利行使価格(円)	140	220	220	220	35	9
行使時平均株価(円)	-	-	-	-	-	-
付与日における公正な 評価単価(円)	(注2)	(注2)	(注2)	(注2)	12.3	5.2

会社名	提出会社			
	第26回 新株予約権	第27回 新株予約権	第28回 新株予約権	第29回 新株予約権
決議年月日	平成20年 12月19日	平成21年 6月22日	平成21年 6月22日	平成21年 6月22日
権利行使価格(円)	10	34	34	34
行使時平均株価(円)	-	-	-	-
付与日における公正な 評価単価(円)	7.9	32.21	32.21	32.21

- (注) 1. 会社法の施行日前に付与されたストック・オプションであるため、記載しておりません。
2. 公正な評価単価に代え、本源的価値の見積もりによっております。
3. スtock・オプションの当連結会計年度末における本源的価値の合計額
39,444千円
4. 当連結会計年度に権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額
381千円

3 当連結会計年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

(1) 第27回新株予約権～第29回新株予約権

使用した算定技法

ブラック・ショールズ式

使用した主な基礎数値及びその見積方法

回次	第27回 新株予約権	第28回 新株予約権	第29回 新株予約権
株価変動性(注1)	127.1%	127.1%	127.1%
予想残存期間(注2)	9.0年	9.0年	9.0年
予想配当(注3)	0円/株	0円/株	0円/株
無リスク利率(注4)	1.5%	1.5%	1.5%

- (注) 1. 当社は上場してまだ2年しか経過しておらず、算定に必要な株価がないため数社の類似会社の株価実績に基づき算定しております。
2. 十分なデータの蓄積がなく、合理的な見積りが困難であるため、権利行使期間の中間点において行使されるものと推定して見積もっております。
3. 過去の配当実績及び今後の配当予定に基づいて算定しております。
4. 予想残存期間に対応する期間に対応する長期国債の利回りであります。

当連結会計年度(自平成22年1月1日至平成22年12月31日)

1. 当連結会計年度における費用計上額及び科目名

販売費及び一般管理費(株式報酬費用) 84,006千円

新株予約権戻入益 52千円

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	第1回新株予約権	第5回新株予約権プランB	第5回新株予約権プランF
付与対象者の区分及び数	取締役 1名	社外の協力先 1名	子会社の従業員 10名 社外の協力先 7名
株式の種類及び付与数	普通株式 500,000株	普通株式 5,000株	普通株式 73,000株
付与日	平成15年6月19日	平成16年7月12日	平成17年6月13日
権利確定条件	<p>権利行使時においても当社、当社の子会社または当社の関係会社(Gene Networks, Inc.を含む。)の取締役または従業員の地位にあることを要するものとする。但し、当該地位を失った後も3ヶ月(身体または精神の障害により当該地位を失った場合には1年間)に限り、当該地位を失った時点で権利行使可能となっている新株予約権を行使することができる。</p> <p>その他の権利の行使の条件は、本総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。</p>	<p>1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。</p> <p>()当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、もしくは当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき(ただし、存続会社または当社の完全親会社の新株予約権に係る義務を承継するときを除く)、()当社の全てもしくは実質的に全ての資産が売却されるとき、または()当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときは、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当を受けた新株予約権のうち未行使のものすべてを行使することができる。</p> <p>その他の権利の行使の条件は、新株予約権発行の株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。</p>	<p>1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。</p> <p>()当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、もしくは当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき(ただし、存続会社または当社の完全親会社の新株予約権に係る義務を承継するときを除く)、()当社の全てもしくは実質的に全ての資産が売却されるとき、または()当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときは、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当を受けた新株予約権のうち未行使のものすべてを行使することができる。</p> <p>その他の権利の行使の条件は、新株予約権発行の株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。</p>
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自平成17年6月20日 至平成24年3月19日	自平成17年7月1日 至平成26年6月29日	優遇税制適用の場合 自平成19年6月28日 至平成26年6月29日 優遇税制適用外の場合 自平成18年6月28日 至平成26年6月29日

	第6回新株予約権プランD	第6回新株予約権プランE
付与対象者の区分及び数	社外の協力先 1社	社外の協力先 2名
株式の種類及び付与数	普通株式 500,000株	普通株式 12,000株
付与日	平成18年1月20日	平成18年4月19日
権利確定条件	<p>1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。</p> <p>()当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、もしくは当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき(ただし、存続会社または当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除く)、()当社の全てもしくは実質的に全ての資産が売却される時、または()当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときには、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当を受けた新株予約権のうち未行使のものすべてを行使することができる。</p> <p>その他の権利の行使の条件は、新株予約権発行の株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。</p>	<p>1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。</p> <p>()当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、もしくは当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき(ただし、存続会社または当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除く)、()当社の全てもしくは実質的に全ての資産が売却される時、または()当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときには、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当を受けた新株予約権のうち未行使のものすべてを行使することができる。</p> <p>その他の権利の行使の条件は、新株予約権発行の株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。</p>
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	優遇税制適用外の場合 自 平成19年1月21日 至 平成27年6月30日	優遇税制適用外の場合 自 平成19年4月20日 至 平成27年6月30日

	第15回新株予約権	第20回新株予約権	第24回新株予約権
付与対象者の区分及び数	子会社の従業員 1名	子会社の従業員 1名	社外取締役 3名 監査役 4名
株式の種類及び付与数	普通株式 4,000株	普通株式 2,000株	普通株式 280,000株
付与日	平成18年8月14日	平成19年3月13日	平成20年8月6日
権利確定条件	<p>新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても当社の従業員、当社の子会社若しくは関係会社の取締役、監査役若しくは従業員の地位(以下「行使資格」という。)にあることを要し、その行使資格を失った場合には、新株予約権を行使することはできない。</p> <p>その他の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるところによる。</p>	<p>新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても当社の従業員、当社の子会社若しくは関係会社の取締役、監査役若しくは従業員の地位(以下「行使資格」という。)にあることを要し、その行使資格を失った場合には、新株予約権を行使することはできない。</p> <p>その他の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるところによる。</p>	<p>新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても当社の従業員、当社の子会社若しくは関係会社の取締役、監査役若しくは従業員の地位(以下「行使資格」という。)にあることを要し、その行使資格を失った場合には、新株予約権を行使することはできない。</p> <p>その他の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるところによる。</p>
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自平成20年8月15日 至平成28年6月20日	自平成21年3月14日 至平成28年6月20日	自平成22年8月7日 至平成30年8月6日

	第25回新株予約権	第26回新株予約権	第27回新株予約権
付与対象者の区分及び数	社外の協力先 1名	社外の協力先 1名	取締役 3名 社外取締役 3名
株式の種類及び付与数	普通株式 30,000株	普通株式 50,000株	普通株式 2,780,000株
付与日	平成20年12月4日	平成21年1月5日	平成21年7月7日
権利確定条件	<p>新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても当社の取引先、コンサルタント等の当社協力先の地位(以下「行使資格」という。)にあることを要し、その行使資格を失った場合には、新株予約権を行使することはできない。</p> <p>その他の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるところによる。</p>	<p>新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても当社の取引先、コンサルタント等の当社協力先の地位(以下「行使資格」という。)にあることを要し、その行使資格を失った場合には、新株予約権を行使することはできない。</p> <p>その他の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるところによる。</p>	<p>新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても当社の取締役、若しくは従業員、当社の子会社若しくは関係会社の取締役、監査役若しくは従業員の地位(以下「行使資格」という。)にあることを要し、その行使資格を失った場合には、新株予約権を行使することはできない。</p> <p>その他の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるところによる。</p>
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自平成21年11月21日 至平成30年11月20日	自平成21年12月20日 至平成30年12月19日	自平成23年6月23日 至平成31年6月22日

	第28回新株予約権	第29回新株予約権
付与対象者の区分及び数	社外の協力先 5名	従業員 4名 子会社の従業員 8名
株式の種類及び付与数	普通株式 490,000株	普通株式 600,000株
付与日	平成21年7月7日	平成21年7月7日
権利確定条件	<p>新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても当社の取引先、コンサルタント等の当社協力先の地位（以下「行使資格」という。）にあることを要し、その行使資格を失った場合には、新株予約権を行使することはできない。</p> <p>その他の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるところによる。</p>	<p>新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員であることを要し、その行使資格を失った場合には、新株予約権を行使することはできない。</p> <p>その他の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。</p>
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成22年6月23日 至 平成31年6月22日	自 平成22年6月23日 至 平成31年6月22日

	第31回新株予約権	第32回新株予約権	第33回新株予約権
付与対象者の区分及び数	取締役 3名 社外取締役 4名	社外の協力先 2名	従業員 2名
株式の種類及び付与数	普通株式 1,540,000株	普通株式 200,000株	普通株式 60,000株
付与日	平成22年4月12日	平成22年4月12日	平成22年4月12日
権利確定条件	<p>新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても当社の取締役、若しくは従業員、当社の子会社若しくは関係会社の取締役、監査役若しくは従業員の地位（以下「行使資格」という。）にあることを要し、その行使資格を失った場合には、新株予約権を行使することはできない。</p> <p>その他の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるところによる。</p>	<p>新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても当社の取引先、コンサルタント等の当社協力先の地位（以下「行使資格」という。）にあることを要し、その行使資格を失った場合には、新株予約権を行使することはできない。</p> <p>その他の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるところによる。</p>	<p>新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員であることを要し、その行使資格を失った場合には、新株予約権を行使することはできない。</p> <p>その他の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。</p>
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成24年3月27日 至 平成32年3月26日	自 平成23年3月27日 至 平成32年3月26日	自 平成23年3月27日 至 平成32年3月26日

(2) ストック・オプションの規模及び変動状況

当連結会計年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

会社名	提出会社					
	第1回 新株予約権	第5回新株予 約権プランB	第5回新株予 約権プランF	第6回新株予 約権プランC	第6回新株予 約権プランD	第6回新株予 約権プランE
回次						
決議年月日	平成15年 6月19日	平成16年 7月12日	平成17年 6月13日	平成17年 11月21日	平成18年 1月20日	平成18年 4月19日
権利確定前						
期首(株)	-	-	-	-	-	-
付与(株)	-	-	-	-	-	-
失効(株)	-	-	-	-	-	-
権利確定(株)	-	-	-	-	-	-
未確定残(株)	-	-	-	-	-	-
権利確定後						
期首(株)	500,000	5,000	94,000	20,000	500,000	12,000
権利確定(株)	-	-	-	-	-	-
権利行使(株)	-	-	-	-	-	-
失効(株)	-	-	21,000	20,000	-	-
未行使残(株)	500,000	5,000	73,000	-	500,000	12,000

会社名	提出会社					
	第15回 新株予約権	第20回 新株予約権	第24回 新株予約権	第25回 新株予約権	第26回 新株予約権	第27回 新株予約権
回次						
決議年月日	平成18年 8月14日	平成19年 3月13日	平成20年 7月22日	平成20年 11月20日	平成20年 12月19日	平成18年 8月14日
権利確定前						
期首(株)	-	-	280,000	-	-	2,780,000
付与(株)	-	-	-	-	-	-
失効(株)	-	-	-	-	-	-
権利確定(株)	-	-	280,000	-	-	-
未確定残(株)	-	-	-	-	-	2,780,000
権利確定後						
期首(株)	4,000	4,000	-	30,000	50,000	-
権利確定(株)	-	-	280,000	-	-	-
権利行使(株)	-	-	-	-	-	-
失効(株)	-	2,000	-	-	-	-
未行使残(株)	4,000	2,000	280,000	30,000	50,000	-

会社名	提出会社				
	第28回 新株予約権	第29回 新株予約権	第31回 新株予約権	第32回 新株予約権	第33回 新株予約権
決議年月日	平成21年 6月22日	平成21年 6月22日	平成22年 3月26日	平成22年 3月26日	平成22年 3月26日
権利確定前					
期首(株)	490,000	610,000	-	-	-
付与(株)	-	-	1,540,000	200,000	60,000
失効(株)	-	10,000	-	-	-
権利確定(株)	490,000	600,000	-	-	-
未確定残(株)	-	-	1,540,000	200,000	60,000
権利確定後					
期首(株)	-	-	-	-	-
権利確定(株)	490,000	600,000	-	-	-
権利行使(株)	-	-	-	-	-
失効(株)	-	-	-	-	-
未行使残(株)	490,000	600,000	-	-	-

単価情報

会社名	提出会社					
回次	第1回 新株予約権	第5回新株予 約権プランB	第5回新株予 約権プランF	第6回新株予 約権プランC	第6回新株予 約権プランD	第6回新株予 約権プランE
決議年月日	平成15年 6月19日	平成16年 7月12日	平成17年 6月13日	平成17年 11月21日	平成18年 1月20日	平成18年 4月19日
権利行使価格(円)	4.732	55	110	110	140	140
行使時平均株価(円)	-	-	-	-	-	-
付与日における公正な 評価単価(円)	(注1)	(注1)	(注1)	(注1)	(注1)	(注1)

会社名	提出会社					
回次	第15回 新株予約権	第20回 新株予約権	第24回 新株予約権	第25回 新株予約権	第26回 新株予約権	第27回 新株予約権
決議年月日	平成18年 8月14日	平成19年 3月13日	平成20年 7月22日	平成20年 11月20日	平成20年 12月19日	平成21年 6月22日
権利行使価格(円)	140	220	35	9	10	34
行使時平均株価(円)	-	-	-	-	-	-
付与日における公正な 評価単価(円)	(注2)	(注2)	12.3	5.2	7.9	32.21

会社名	提出会社				
回次	第28回 新株予約権	第29回 新株予約権	第31回 新株予約権	第32回 新株予約権	第33回 新株予約権
決議年月日	平成21年 6月22日	平成21年 6月22日	平成22年 3月26日	平成22年 3月26日	平成22年 3月26日
権利行使価格(円)	34	34	33	33	33
行使時平均株価(円)	-	-	-	-	-
付与日における公正な 評価単価(円)	32.21	32.21	29	28	28

- (注) 1. 会社法の施行日前に付与されたストック・オプションであるため、記載していません。
 2. 公正な評価単価に代え、本源的価値の見積もりによっております。
 3. スtock・オプションの当連結会計年度末における本源的価値の合計額
 122,879千円
 4. 当連結会計年度に権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額
 519千円

3 当連結会計年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

第31回新株予約権～第33回新株予約権

使用した算定技法

ブラック・ショールズ式

使用した主な基礎数値及びその見積方法

回次	第31回 新株予約権	第32回 新株予約権	第33回 新株予約権
株価変動性(注1)	119.7%	119.7%	119.7%
予想残存期間(注2)	6.0年	5.5年	5.5年
予想配当(注3)	0円/株	0円/株	0円/株
無リスク利率(注4)	0.7%	0.6%	0.6%

- (注) 1. 当社は上場してまだ3年しか経過しておらず、算定に必要な株価がないため数社の類似会社の株価実績に基づき算定しております。
2. 十分なデータの蓄積がなく、合理的な見積が困難であるため、権利行使期間の中間点において行使されるものと推定して見積もっております。
3. 過去の配当実績及び今後の配当予定に基づいて算定しております。
4. 予想残存期間に対応する期間に対応する長期国債の利回りであります。

(税効果会計関係)

前連結会計年度 (平成21年12月31日)	当連結会計年度 (平成22年12月31日)
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (千円)	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (千円)
繰延税金資産	繰延税金資産
繰越欠損金 1,547,628	繰越欠損金 1,589,715
未払事業税 160	未払事業税 666
貸倒引当金 154	貸倒引当金 483
減価償却費 363	減価償却費 910
株式報酬費用 15,366	株式報酬費用 9,161
棚卸資産評価損 13,182	棚卸資産評価損 11,629
繰延税金資産小計 1,576,856	その他 320
評価性引当額 1,576,856	繰延税金資産小計 1,612,886
繰延税金資産合計	評価性引当額 1,612,886
繰延税金負債	繰延税金資産合計
繰延税金負債合計	繰延税金負債
繰延税金資産負債の純額	繰延税金負債合計
	繰延税金資産負債の純額
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の項目別内訳	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の項目別内訳
税金等調整前当期純損失を計上しているため、注記を省略しております。	税金等調整前当期純損失を計上しているため、注記を省略しております。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前連結会計年度(自平成21年4月1日至平成21年12月31日)及び当連結会計年度(自平成22年1月1日至平成22年12月31日)

当社及び連結子会社は、創薬事業会社として、同一セグメントに属する事業を行っており、当該事業以外に事業の種類がないため該当事項はありません。

【所在地別セグメント情報】

前連結会計年度(自平成21年4月1日至平成21年12月31日)

	日本 (千円)	中国 (千円)	計 (千円)	消去 又は全社 (千円)	連結 (千円)
売上高及び営業損益					
売上高					
(1) 外部顧客に 対する売上高	5,287	76,550	81,837		81,837
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	8,648	4,485	13,133	(13,133)	
計	13,935	81,035	94,971	(13,133)	81,837
営業費用	176,433	361,253	537,686	(12,894)	524,791
営業損失()	162,497	280,217	442,715	(238)	442,954
資産	2,221,332	322,179	2,543,511	(1,623,134)	920,377

- (注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。
2 本邦以外の区分に属する主な国又は地域は中国であります。

当連結会計年度(自平成22年1月1日至平成22年12月31日)

	日本 (千円)	中国 (千円)	計 (千円)	消去 又は全社 (千円)	連結 (千円)
売上高及び営業損益					
売上高					
(1) 外部顧客に 対する売上高	213,637	59,238	272,876		272,876
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	9,142	11,896	21,038	(21,038)	
計	222,779	71,134	293,914	(21,038)	272,876
営業費用	244,774	319,675	564,450	(22,546)	541,904
営業損失()	21,995	248,540	270,536	1,508	269,027
資産	2,527,329	224,813	2,752,143	(1,790,324)	961,819

- (注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。
2 本邦以外の区分に属する主な国又は地域は中国であります。

【海外売上高】

前連結会計年度(自平成21年4月1日至平成21年12月31日)

	中国	東南アジア	米国	欧州	その他	計
海外売上高(千円)	28,662	25,273	3,543	17,235	1,617	76,332
連結売上高(千円)						81,837
連結売上高に占める 海外売上高の割合(%)	35.0	30.8	4.3	21.0	1.9	93.2

- (注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。
2 本邦以外の区分に属する主な国又は地域

- (1) 中国
 - (2) 東南アジア・・・シンガポール
 - (3) 米国
 - (4) 欧州・・・オランダ、スイスなど
 - (5) その他・・・イスラエル、台湾、カナダなど
- 3 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

当連結会計年度(自 平成22年 1月 1日 至 平成22年12月31日)

	中国	東南アジア	米国	欧州	その他	計
海外売上高(千円)	24,303	7,640	1,974	25,232	91	59,241
連結売上高(千円)						272,876
連結売上高に占める 海外売上高の割合(%)	8.9	2.8	0.7	9.3	0.0	21.7

(注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

2 本邦以外の区分に属する主な国又は地域

- (1) 中国
- (2) 東南アジア・・・シンガポール
- (3) 米国
- (4) 欧州・・・オランダ、スイスなど
- (5) その他・・・イスラエル、台湾、カナダなど

3 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

(1株当たり情報)

前連結会計年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年12月31日)		当連結会計年度 (自 平成22年 1月 1日 至 平成22年12月31日)	
1株当たり純資産額	10円36銭	1株当たり純資産額	8円83銭
1株当たり当期純損失金額	6円34銭	1株当たり当期純損失金額	2円88銭
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。	

(注) 1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年 1月 1日 至 平成22年12月31日)
当期純損失(千円)	471,760	258,088
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る当期純損失(千円)	471,760	258,088
普通株式の期中平均株式数(株)	74,386,598	89,484,513
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権15種類(新株予約権の数14,029個) なお、新株予約権の概要は、「第4提出会社の状況、(2)新株予約権の状況」に記載のとおりであります。	新株予約権16種類(新株予約権の数7,126個) なお、新株予約権の概要は、「第4提出会社の状況、(2)新株予約権の状況」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

<p>前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)</p>	<p>当連結会計年度 (自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日)</p>
<p>平成21年12月7日に第三者割当により発行いたしました第30回新株予約権(希薄化防止型行使価額修正条項付)は、平成22年1月中の権利行使により全数が権利行使されました。</p> <p>銘柄名：株式会社ジーエヌアイ第30回新株予約権(希薄化防止型行使価額修正条項付) 2010年1月の交付株式数：173個(8,650,000株) 2010年1月の行使額面総額：229,200,000円 2010年1月末時点における未行使予約権：0個 2010年1月における行使の状況： 交付株式数 8,650,000株 行使額面総額 229,200,000円</p> <p>行使制限に関する状況： 日本証券業協会における「会員におけるMSCB等の取り扱いについて」理事会決議(自主規制会議決議)における行使制限の遵守状況について 2010年1月中の回数を合算した交 8,650,000株付株式数 発行の払込日時点における上場株 74,068,831株式数 行使制限に係る行使比率 11.68%</p> <p>権利行使完了後の資金調達額及び発行済株式総数： 行使額面総額 432,150,000円 発行済株式総数 89,782,831株</p>	

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

該当事項はありません。

(2) 【その他】

当連結会計年度における各四半期連結会計期間に係る売上高等

	第1四半期 (自平成22年1月1日 至平成22年3月31日)	第2四半期 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	第3四半期 (自平成22年7月1日 至平成22年9月30日)	第4四半期 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
売上高 (千円)	21,244	20,116	118,197	113,317
税金等調整前 四半期純損失金額 (千円)	136,195	111,312	5,192	4,177
四半期純損失金額 (千円)	136,497	111,615	5,495	4,480
1株当たり 四半期純損失金額 (円)	1.54	1.24	0.06	0.05

2【財務諸表等】
(1)【財務諸表】
【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成21年12月31日)	当事業年度 (平成22年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	302,132	445,416
売掛金	6,422	109,868
前払費用	5,098	4,168
未収入金	15	27,765
その他	2,975	-
流動資産合計	316,645	587,218
固定資産		
有形固定資産		
工具、器具及び備品	63,659	61,542
減価償却累計額	51,452	57,728
工具、器具及び備品(純額)	12,207	3,813
有形固定資産合計	12,207	3,813
無形固定資産		
特許権	10,833	9,166
商標権	34	12
ソフトウェア	1,384	604
無形固定資産合計	12,252	9,783
投資その他の資産		
出資金	17,895	-
関係会社出資金	1,862,115	1,925,115
敷金	1,098	1,398
投資その他の資産合計	1,881,109	1,926,513
固定資産合計	1,905,568	1,940,111
資産合計	2,222,214	2,527,329
負債の部		
流動負債		
買掛金	2,257	4,776
未払金	3,314	3,805
未払費用	571	366
未払法人税等	1,302	2,848
未払消費税等	-	7,571
預り金	1,326	1,233
流動負債合計	8,772	20,602
負債合計	8,772	20,602

(単位：千円)

	前事業年度 (平成21年12月31日)	当事業年度 (平成22年12月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,965,064	3,079,924
資本剰余金		
資本準備金	2,925,064	3,039,924
資本剰余金合計	2,925,064	3,039,924
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	3,716,050	3,735,874
利益剰余金合計	3,716,050	3,735,874
自己株式	82	126
株主資本合計	2,173,997	2,383,848
新株予約権	39,444	122,879
純資産合計	2,213,441	2,506,727
負債純資産合計	2,222,214	2,527,329

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年12月31日)	当事業年度 (自 平成22年 1月 1日 至 平成22年12月31日)
売上高		
経営指導料	1 8,648	1 9,142
製品売上高	5,287	13,637
特許権収入	-	200,000
売上高合計	13,935	222,779
売上原価		
当期製品仕入高	1 4,498	1 11,591
製品売上原価	4,498	11,591
売上総利益	9,437	211,187
販売費及び一般管理費	2 171,934	2 233,183
営業損失()	162,497	21,995
営業外収益		
受取利息	80	122
受取賃貸料	1 882	1 1,176
敷金返還収入	666	-
その他	130	121
営業外収益合計	1,758	1,419
営業外費用		
支払利息	704	-
株式交付費	5,449	2,895
為替差損	124	42
その他	23	48
営業外費用合計	6,302	2,987
経常損失()	167,041	23,562
特別利益		
出資金売却益	-	3 7,013
新株予約権戻入益	414	52
特別利益合計	414	7,065
特別損失		
減損損失	-	4 2,117
特別損失合計	-	2,117
税引前当期純損失()	166,626	18,614
法人税、住民税及び事業税	907	1,210
当期純損失()	167,534	19,824

【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年12月31日)	当事業年度 (自 平成22年 1月 1日 至 平成22年12月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	2,858,258	2,965,064
当期変動額		
新株の発行	106,806	114,859
当期変動額合計	106,806	114,859
当期末残高	2,965,064	3,079,924
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	2,818,258	2,925,064
当期変動額		
新株の発行	106,806	114,859
当期変動額合計	106,806	114,859
当期末残高	2,925,064	3,039,924
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
前期末残高	3,548,515	3,716,050
当期変動額		
当期純損失()	167,534	19,824
当期変動額合計	167,534	19,824
当期末残高	3,716,050	3,735,874
自己株式		
前期末残高	82	82
当期変動額		
自己株式の取得	-	44
当期変動額合計	-	44
当期末残高	82	126
株主資本合計		
前期末残高	2,127,919	2,173,997
当期変動額		
新株の発行	213,612	229,719
当期純損失()	167,534	19,824
自己株式の取得	-	44
当期変動額合計	46,078	209,850
当期末残高	2,173,997	2,383,848

	前事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年12月31日)	当事業年度 (自 平成22年 1月 1日 至 平成22年12月31日)
新株予約権		
前期末残高	1,575	39,444
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	37,869	83,434
当期変動額合計	37,869	83,434
当期末残高	39,444	122,879
純資産合計		
前期末残高	2,129,494	2,213,441
当期変動額		
新株の発行	213,612	229,719
当期純損失()	167,534	19,824
自己株式の取得	-	44
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	37,869	83,434
当期変動額合計	83,947	293,285
当期末残高	2,213,441	2,506,727

【重要な会計方針】

項目	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)	当事業年度 (自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日)
1 たな卸資産の評価基準及び評価方法	商品及び製品 先入先出法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。	商品及び製品 同左
2 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法を採用しています。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 工具、器具及び備品 3～6年 (2) 無形固定資産 定額法を採用しております。自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。	(1) 有形固定資産 同左 (2) 無形固定資産 同左
3 繰延資産の処理方法	株式交付費 支出時に全額費用処理しております。	株式交付費 同左
4 その他財務諸表作成のための基本となる重要事項	消費税等の会計処理 税抜方式によっております。	消費税等の会計処理 同左

【会計処理方法の変更】

前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)	当事業年度 (自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日)
<p>(経営指導料に係る会計処理の変更)</p> <p>従来、当社は子会社から受取る経営指導料を営業外収益に計上しておりましたが、当事業年度から売上高に含めて計上する方法に変更いたしました。</p> <p>この変更は、当社が平成20年8月1日開催の取締役会においてグループの組織再編に関する方針を決議し、当社の創業解析センターを閉鎖した結果、当社の主な事業が子会社の経営管理となったことから、経営実態をより適切に表示するために行ったものであります。</p> <p>この変更により、従来の方法によった場合と比べ売上高及び売上総利益が8,648千円増加し、営業損失が8,648千円減少しておりますが、経常損失、税引前当期純損失及び当期純損失に与える影響はありません。</p>	

【注記事項】

(損益計算書関係)

前事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年12月31日)	当事業年度 (自 平成22年 1月 1日 至 平成22年12月31日)																																								
<p>1 関係会社との取引に係わるものが次のとおり含まれております。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">経営指導料</td> <td style="text-align: right;">8,648千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">仕入高</td> <td style="text-align: right;">4,485千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">受取賃貸料</td> <td style="text-align: right;">882千円</td> </tr> </table> <p>2 販売管理費及び一般販売費は、すべて一般管理費に属する費用であります。</p> <p style="padding-left: 20px;">主要な費目及び金額は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">役員報酬</td> <td style="text-align: right;">31,600千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">従業員給与</td> <td style="text-align: right;">22,049千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">株式報酬費用</td> <td style="text-align: right;">37,765千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">顧問料</td> <td style="text-align: right;">35,978千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">その他支払手数料</td> <td style="text-align: right;">11,466千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">減価償却費</td> <td style="text-align: right;">11,266千円</td> </tr> </table>	経営指導料	8,648千円	仕入高	4,485千円	受取賃貸料	882千円	役員報酬	31,600千円	従業員給与	22,049千円	株式報酬費用	37,765千円	顧問料	35,978千円	その他支払手数料	11,466千円	減価償却費	11,266千円	<p>1 関係会社との取引に係わるものが次のとおり含まれております。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">受取賃貸料</td> <td style="text-align: right;">1,176千円</td> </tr> </table> <p>2 販売管理費及び一般販売費は、すべて一般管理費に属する費用であります。</p> <p style="padding-left: 20px;">主要な費目及び金額は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">役員報酬</td> <td style="text-align: right;">35,199千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">従業員給与</td> <td style="text-align: right;">25,151千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">株式報酬費用</td> <td style="text-align: right;">84,006千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">顧問料</td> <td style="text-align: right;">37,138千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">その他支払手数料</td> <td style="text-align: right;">15,646千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">減価償却費</td> <td style="text-align: right;">8,744千円</td> </tr> </table> <p>3 出資金売却益</p> <p style="padding-left: 20px;">Beijing Continent Pharmaceutical Co., Ltd.への投資による持分を売却したことに伴い、売却益を7,013千円計上しております。</p> <p>4 当社は、当事業年度において、事業再編により遊休化した以下の固定資産について減損損失を計上しております。</p> <p style="padding-left: 20px;">(1) 減損損失を認識した主な資産</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">場所</th> <th style="text-align: center;">用途</th> <th style="text-align: center;">種類</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">東京</td> <td style="text-align: center;">遊休資産</td> <td style="text-align: center;">工具、器具及び備品</td> <td style="text-align: right;">2,117千円</td> </tr> </tbody> </table> <p style="padding-left: 20px;">(2) 資産のグルーピングの方法</p> <p style="padding-left: 20px;">原則として事業の種類別セグメント単位(単一)とし、遊休資産について個別物件単位でグルーピングしております。</p> <p style="padding-left: 20px;">(3) 減損損失の認識に至った経緯</p> <p style="padding-left: 20px;">遊休状態にあり今後使用目処が立っていない固定資産に対し、回収可能性が認められないと判断し、減損損失を計上いたしました。</p> <p style="padding-left: 20px;">(4) 回収可能額の算定方法</p> <p style="padding-left: 20px;">当該資産の回収可能価額は正味売却価額により測定し、その正味売却価額はないものとして算定しております。</p>	受取賃貸料	1,176千円	役員報酬	35,199千円	従業員給与	25,151千円	株式報酬費用	84,006千円	顧問料	37,138千円	その他支払手数料	15,646千円	減価償却費	8,744千円	場所	用途	種類	金額	東京	遊休資産	工具、器具及び備品	2,117千円
経営指導料	8,648千円																																								
仕入高	4,485千円																																								
受取賃貸料	882千円																																								
役員報酬	31,600千円																																								
従業員給与	22,049千円																																								
株式報酬費用	37,765千円																																								
顧問料	35,978千円																																								
その他支払手数料	11,466千円																																								
減価償却費	11,266千円																																								
受取賃貸料	1,176千円																																								
役員報酬	35,199千円																																								
従業員給与	25,151千円																																								
株式報酬費用	84,006千円																																								
顧問料	37,138千円																																								
その他支払手数料	15,646千円																																								
減価償却費	8,744千円																																								
場所	用途	種類	金額																																						
東京	遊休資産	工具、器具及び備品	2,117千円																																						

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自平成21年4月1日至平成21年12月31日)

自己株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	1,400			1,400

当事業年度(自平成22年1月1日至平成22年12月31日)

自己株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	1,400	1,500		2,900

(変動事由の概要)

増加の内訳は、次のとおりであります。
単元未満株式の買取による増加 1,500株

(有価証券関係)

前事業年度(平成21年12月31日)

子会社株式で時価のあるものはありません。

当事業年度(平成22年12月31日)

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

前事業年度 (平成21年12月31日)	当事業年度 (平成22年12月31日)
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 of 主な原因別の内訳 (千円)	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 of 主な原因別の内訳 (千円)
繰延税金資産	繰延税金資産
繰越欠損金 1,463,150	繰越欠損金 1,409,944
未払事業税 160	未払事業税 896
株式報酬費用 15,366	株式報酬費用 9,161
減価償却費超過額 363	減価償却費超過額 910
繰延税金資産小計 1,479,041	繰延税金資産小計 1,420,912
評価性引当額 1,479,041	評価性引当額 1,420,912
繰延税金資産合計	繰延税金資産合計
繰延税金負債	繰延税金負債
繰延税金負債合計	繰延税金負債合計
繰延税金資産負債の純額	繰延税金資産負債の純額
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の項目別内訳 税引前当期純損失を計上しているため、注記を省略しております。	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の項目別内訳 税引前当期純損失を計上しているため、注記を省略しております。

(1株当たり情報)

前事業年度 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)		当事業年度 (自平成22年1月1日 至平成22年12月31日)	
1株当たり純資産額	26円80銭	1株当たり純資産額	26円55銭
1株当たり当期純損失金額	2円25銭	1株当たり当期純損失金額	0円22銭
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。	

(注) 1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当事業年度 (自平成22年1月1日 至平成22年12月31日)
当期純損失(千円)	167,534	19,824
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る当期純損失(千円)	167,534	19,824
普通株式の期中平均株式数(株)	74,386,598	89,484,513
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権15種類(新株予約権の数14,029個) なお、新株予約権の概要は、「第4提出会社の状況、(2)新株予約権の状況」に記載のとおりであります。	新株予約権16種類(新株予約権の数7,126個) なお、新株予約権の概要は、「第4提出会社の状況、(2)新株予約権の状況」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

前事業年度 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当事業年度 (自平成22年1月1日 至平成22年12月31日)
平成21年12月7日に第三者割当により発行いたしました第30回新株予約権(希薄化防止型行使価額修正条項付)は、平成22年1月中の権利行使により全数が権利行使されました。 銘柄名:株式会社ジーエヌアイ第30回新株予約権(希薄化防止型行使価額修正条項付) 2010年1月の交付株式数:173個(8,650,000株) 2010年1月の行使額面総額:229,200,000円 2010年1月末時点における未行使予約権:0個 2010年1月における行使の状況: 交付株式数 8,650,000株 行使額面総額 229,200,000円 行使制限に関する状況: 日本証券業協会における「会員におけるMSCB等の取り扱いについて」理事会決議(自主規制会議決議)における行使制限の遵守状況について: 2010年1月中の回数を合算した交付株8,650,000株式数 発行の払込日時点における上場株式数 74,068,831株 行使制限に係る行使比率 11.68% 権利行使完了後の資金調達額及び発行済株式総数: 行使額面総額 432,150,000円 発行済株式総数 89,782,831株	

【附属明細表】

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額(千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高(千円)
有形固定資産							
工具、器具及び備品	63,659		2,117 (2,117)	61,542	57,728	6,276	3,813
有形固定資産計	63,659		2,117 (2,117)	61,542	57,728	6,276	3,813
無形固定資産							
特許権	13,333			13,333	4,166	1,666	9,166
商標権	222			222	210	22	12
ソフトウェア	50,485			50,485	49,881	779	604
無形固定資産計	64,041			64,041	54,258	2,468	9,783

(注)「当期減少額」欄の()内は、内書きで減損損失の計上額であります。

【引当金明細表】

該当事項はありません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

現金及び預金

区分	金額(千円)
預金	
普通預金	445,416
合計	445,416

売掛金

(イ) 相手先別内訳

相手先	金額(千円)
イーピーエス株式会社	105,000
和光純薬株式会社	4,868
合計	109,868

(ロ) 売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

前期繰越高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	次期繰越高 (千円)	回収率(%)	滞留期間(日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{2}$ (B) 365
6,422	222,779	119,333	109,868	52.1	95

(注) 消費税等の会計処理は、税抜方式を採用しておりますが、当期発生高には消費税等が含まれております。

関係会社出資金

相手先	金額(千円)
Shanghai Genomics, Inc.	1,925,115
合計	1,925,115

買掛金

相手先	金額(千円)
Shanghai Genomics, Inc.	4,776
合計	4,776

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	1月1日から12月31日まで
定時株主総会	毎事業年度終了後3ヶ月以内
基準日	12月31日
剰余金の配当の基準日	12月31日
1単元の株式数	1,000株
単元未満株式の買取り	(特別口座)
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
	(特別口座)
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	電子公告により行います。 ただし、やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行います。 なお、電子公告は当社ホームページに記載しており、そのアドレスは以下の通りであります。 http://www.gnipharma.com/japanese/news/analystcoverage.html
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができないものと定款で定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- (1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書
事業年度 第9期（自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日）平成22年3月26日関東財務局長に提出。
- (2) 内部統制報告書及びその添付書類
金融商品取引法第24条の4の4第1項の規定に基づく内部統制報告書を平成22年3月26日関東財務局長に提出。
- (3) 有価証券報告書の訂正報告書及び確認書
訂正報告書（上記（1）有価証券報告書の訂正報告書）平成22年3月30日関東財務局長に提出。
訂正報告書の確認書 平成22年3月31日関東財務局長に提出。
- (4) 四半期報告書、四半期報告書の確認書
第10期 第1四半期（自 平成22年1月1日 至 平成22年3月31日）平成22年5月14日関東財務局長に提出。
第10期 第2四半期（自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日）平成22年8月13日関東財務局長に提出。
第10期 第3四半期（自 平成22年7月1日 至 平成22年9月30日）平成22年11月15日関東財務局長に提出。
- (5) 臨時報告書
金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号（事業再編損）の規定に基づく臨時報告書を平成22年2月10日関東財務局長に提出。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成22年3月26日

株式会社ジーエヌアイ
取締役会 御中

明 誠 監 査 法 人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 武 田 剛

指定社員
業務執行社員 公認会計士 高 尾 秀四郎

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ジーエヌアイの平成21年4月1日から平成21年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ジーエヌアイ及び連結子会社の平成21年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社が平成21年12月7日に第三者割当により発行した第30回新株予約権(希薄化防止型行使価額修正条項付)は、平成22年1月中の権利行使により全数が権利行使された。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ジーエヌアイの平成21年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者であり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社ジーエヌアイが平成21年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。
 - 2 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成23年3月18日

株式会社ジーエヌアイ
取締役会 御中

明 誠 監 査 法 人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 高尾 秀四郎

指定社員
業務執行社員 公認会計士 市原 豊

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ジーエヌアイの平成22年1月1日から平成22年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ジーエヌアイ及び連結子会社の平成22年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ジーエヌアイの平成22年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者であり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社ジーエヌアイが平成22年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。
 - 2 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成22年3月26日

株式会社ジーエヌアイ
取締役会 御中

明 誠 監 査 法 人

指定社員 公認会計士 武 田 剛
業務執行社員

指定社員 公認会計士 高 尾 秀 四 郎
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ジーエヌアイの平成21年4月1日から平成21年12月31日までの第9期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ジーエヌアイの平成21年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

1. 会計処理方法の変更に記載されているとおり、会社は経営指導料を営業外収益に計上する方法から売上高に含めて計上する方法に変更した。
2. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社が平成21年12月7日に第三者割当により発行した第30回新株予約権（希薄化防止型行使価額修正条項付）は、平成22年1月中の権利行使により全数が権利行使された。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。
 - 2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成23年3月18日

株式会社ジーエヌアイ
取締役会 御中

明 誠 監 査 法 人

指定社員 公認会計士 高尾 秀四郎
業務執行社員

指定社員 公認会計士 市原 豊
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ジーエヌアイの平成22年1月1日から平成22年12月31日までの第10期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ジーエヌアイの平成22年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。
 - 2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。